

シ特定ノ第三者ニ之ヲ與フル
トヲ定メタルトキハ之ニ關ス
事項

六 會社ノ設立ニ際シテ發行ス
株式ノ總數並ニ額面無額面ノ
及數

七 會社ノ設立ニ際シテ無額面
式ヲ發行スルトキハ其ノ最低
行価額

八 本店及支店ノ所在地

九 會社ガ公告ヲ爲ス方法
十 發起人ノ氏名及住所

會社ノ設立ニ際シテ發行スル株式
式ノ總數ハ會社ガ發行スル株式
總數ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得
會社ノ公告ハ官報又ハ時事ニ
スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙
掲ゲテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第百六十八條第一項第五号ノ「
株式ノ」を「株式ノ額面無額面
別」に改め、同項第一号から第
号までを次のように改める。

一乃至三 削除

第百六十八條の次に次の一條
加える。

第百六十八條ノ二 會社ノ設立ニ際
シテ發行スル株式ニ關スル左ノ
事項ニテ定款ニ定ナキモノハ發
行人全員ノ同意ヲ以テ定ム

一 株式ノ種類及數

二 株式ノ發行価額

三 無額面株式ノ發行価額中資
ニ組入レザル額

第百七十條第一項中「株式ノ」

数」を「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数」に、「株金」を「其ノ発行価額」に、「監査役」を「会計監査役」に改める。
第七十一條を次のように改める。

第七十一條 削除

第七十二條中「株金」を削る
第七十三條第一項及び第二項中「第四号乃至第七号」を削り、同條第一項中「前三條」を「第七十條及前條」に改める。

第七十四條中「株式ノ総数」を会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数に改める。
第七十五條第二項及び第三項を次のように改める。

株式申込証ハ発起人ノ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
一 定款ノ認証ノ年月日及其ノ認証ヲ為シタル公証人ノ氏名
二 第七十六條第一項ニ掲グル事項
三 会社ノ存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルキハ其ノ規定
四 数種ノ株式ヲ発行スルキハ其ノ各種ノ株式ノ内容及數
五 開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルキハ其ノ規定
六 株主ニ配当スベキ利益ヲ以テ株式ヲ消却スベキコトヲ定メタルキハ其ノ規定
七 第七十八條第一項ニ掲グル事項
八 第七十八條ノ二ニ掲グル事項
九 各発起人ガ引受ケタル株式ノ額面無額面ノ別、種類、數及引受価額

十 拂込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託会社及其ノ取扱ノ場所
十一 一定ノ時期迄ニ創立總會ガ終結セザルキハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得ベキコト
十二 名義書換代理人又ハ登録機關ヲ置キタルキハ其ノ氏名住所並ニ營業所
株式申込証ニ第一項ニ掲グル事項ノ外左ノ事項ヲモ記載スルコトヲ要ス
一 額面株式及無額面株式ヲ共ニ発行スルキハ其ノ引受クベキ株式ノ額面無額面ノ別
二 數種ノ株式ヲ発行スルキハ其ノ引受クベキ株式ノ種類
三 無額面株式ヲ発行シ又ハ額面以上ノ額面ヲ以テ額面株式ヲ発行スルキハ其ノ引受クベキ株式ノ引受価額
第七十七條第一項中「株式總数」を「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總数」に、「株金」を「其ノ発行価額」に改め、同條第二項中「株金」及び同條第三項中「第七十一條及」を削る。
第七十八條中「株金」を削る
第七十八條第二項を次のように改める。
創立總會ノ決議ハ出席シタル株式引受人ノ議決權ノ三分ノ二以上ニシテ且引受アリタル株式ノ總數ノ過半数ニ當ル多數ヲ以テ之ヲ爲ス同條第三項中「第二百三十九條第三項第四項、第二百四十條」を「第二百三十九條第三項第五項、第二百四十條第二項」に、「第二百四十七條乃至」を「第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、

第二百五十二條」に改める。
第八十一條第一項中「第四号乃至第七号」を削る。
第八十三條中「監査役」を「会計監査役」に改める。
第八十四條中「監査役」を「會計監査役」に、同條第一項第一号中「株式總数」を「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總数」に改める。
第八十五條第一項中「第四号乃至第七号」を削る。
第八十八條第一項中「株式ノ總数」を「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總数」に改め、第二項中第一号から第十一号までを次のように改める。
一 第六十六條第一項第一号乃至第四号第九号ニ掲グル事項
二 本店及支店
三 第七十五條第二項第三号乃至第六号及第十二号ニ掲グル事項
四 転換株式ヲ発行スルキハ第二百二十二條ノ四ニ掲グル事項
五 発行済株式ノ總數、額面無額面ノ別、種類及數
六 資本ノ額
七 取締役及會計監査役ノ氏名及住所
八 代表取締役ノ氏名
九 數人ノ代表取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルキハ其ノ規定
第八十九條第一項中「株金」を削る。
第九十條第二項を削る。
第九十二條を次のように改める。

第九十二條 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ニシテ会社ノ成立後仍引受ナキモノアルキハ発起人共同シテ之ヲ引受ケタルモノト看做ス株式ノ申込ガ取消サレタルトキ亦同ジ
会社ノ成立後第七十條又ハ第七十七條ノ規定ニ依ル拂込ノ未済ナル株式アルキハ発起人ハ通帯シテ其ノ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ
第八十六條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第九十五條中「監査役」を「會計監査役」に改める。
第九十六條及び第九十七條を次のように改める。
第九十六條 第二百六十六條第四項及第二百六十七條乃至第二百六十八條ノ三ノ規定ハ発起人ニ之ヲ準用ス
第九十七條 削除
第九十八條中「自己ヲ発起人ナリト認証シテ株式ノ申込ヲ爲シタル者ニ對シ」を削る。
第九十九條を次のように改める。
第九十九條 会社ハ額面株式若ハ無額面株式又ハ其ノ双方ヲ発行スルコトヲ得
第二百條第一項を次のように改め、同條第二項中「株金」を削る。
株主ノ責任ハ其ノ有スル株式ノ引受価額ノ限度トス
第二百一條第二項中「株式」を削る。
第二百二條第一項中「株式」を「額面株式」に、同條第二項中「株式」を「前項」に改め、同條第

三項として次の一項を加ふる。
額面株式ノ発行額額面額ヲ下ルコトヲ得ズ
第二百三條第三項を削り、同條第一項として次の一項を加ふる
共同シテ株式ヲ引受ケタル者ハ連帶シテ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ
第二百四條第一項を次のように改める。
株式ノ譲渡ハ定款ノ定ニ依ルモ之ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得ズ第二百五條第二項中「及第十四條第二項」を「第十四條第二項及第十六條第一項」に、同條第一項を次のように改める。
記名株式ノ譲渡ハ株券ノ裏書ニ依リ又ハ株券及之ニ株主トシテ表示セラレタル者ノ署名アル譲渡ヲ証スル書面ノ交付ニ依リテ之ヲ爲ス第二百五條に次の一項を加ふる。
記名式ノ株券ノ占有者ガ第一項ノ譲渡ヲ証スル書面ニ依リ其ノ權利ヲ証明スルキハ之ヲ適法ノ所持人ト看做ス譲渡ヲ証スル書面ニ讓受人ノ氏名ノ記載ナキ場合ト雖モ亦同ジ
第二百六條第一項中「株券ノ裏書ニ依ル」を削り、同條第二項及び第三項を次のように改める。
会社ハ定款ヲ以テ名義書換代理人ヲ置ク旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ名義書換代理人ガ取得者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ノ複本ニ記載シタルキハ前項ノ名義書換アリタルモノト看做ス
会社ハ株券ヲ登録スル爲メ定款ヲ以テ登録機關ヲ置ク旨ヲ定ムルコトヲ得
第二百八條中「又ハ転換」を「分

第九十九條 会社ハ額面株式若ハ無額面株式又ハ其ノ双方ヲ発行スルコトヲ得
第二百條第一項を次のように改め、同條第二項中「株金」を削る。
株主ノ責任ハ其ノ有スル株式ノ引受価額ノ限度トス
第二百一條第二項中「株式」を削る。
第二百二條第一項中「株式」を「額面株式」に、同條第二項中「株式」を「前項」に改め、同條第

三項として次の一項を加ふる。
額面株式ノ発行額額面額ヲ下ルコトヲ得ズ
第二百三條第三項を削り、同條第一項として次の一項を加ふる
共同シテ株式ヲ引受ケタル者ハ連帶シテ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ
第二百四條第一項を次のように改める。
株式ノ譲渡ハ定款ノ定ニ依ルモ之ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得ズ第二百五條第二項中「及第十四條第二項」を「第十四條第二項及第十六條第一項」に、同條第一項を次のように改める。
記名株式ノ譲渡ハ株券ノ裏書ニ依リ又ハ株券及之ニ株主トシテ表示セラレタル者ノ署名アル譲渡ヲ証スル書面ノ交付ニ依リテ之ヲ爲ス第二百五條に次の一項を加ふる。
記名式ノ株券ノ占有者ガ第一項ノ譲渡ヲ証スル書面ニ依リ其ノ權利ヲ証明スルキハ之ヲ適法ノ所持人ト看做ス譲渡ヲ証スル書面ニ讓受人ノ氏名ノ記載ナキ場合ト雖モ亦同ジ
第二百六條第一項中「株券ノ裏書ニ依ル」を削り、同條第二項及び第三項を次のように改める。
会社ハ定款ヲ以テ名義書換代理人ヲ置ク旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ名義書換代理人ガ取得者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ノ複本ニ記載シタルキハ前項ノ名義書換アリタルモノト看做ス
会社ハ株券ヲ登録スル爲メ定款ヲ以テ登録機關ヲ置ク旨ヲ定ムルコトヲ得
第二百八條中「又ハ転換」を「分

第九十九條 会社ハ額面株式若ハ無額面株式又ハ其ノ双方ヲ発行スルコトヲ得
第二百條第一項を次のように改め、同條第二項中「株金」を削る。
株主ノ責任ハ其ノ有スル株式ノ引受価額ノ限度トス
第二百一條第二項中「株式」を削る。
第二百二條第一項中「株式」を「額面株式」に、同條第二項中「株式」を「前項」に改め、同條第

三項として次の一項を加ふる。
額面株式ノ発行額額面額ヲ下ルコトヲ得ズ
第二百三條第三項を削り、同條第一項として次の一項を加ふる
共同シテ株式ヲ引受ケタル者ハ連帶シテ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ
第二百四條第一項を次のように改める。
株式ノ譲渡ハ定款ノ定ニ依ルモ之ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得ズ第二百五條第二項中「及第十四條第二項」を「第十四條第二項及第十六條第一項」に、同條第一項を次のように改める。
記名株式ノ譲渡ハ株券ノ裏書ニ依リ又ハ株券及之ニ株主トシテ表示セラレタル者ノ署名アル譲渡ヲ証スル書面ノ交付ニ依リテ之ヲ爲ス第二百五條に次の一項を加ふる。
記名式ノ株券ノ占有者ガ第一項ノ譲渡ヲ証スル書面ニ依リ其ノ權利ヲ証明スルキハ之ヲ適法ノ所持人ト看做ス譲渡ヲ証スル書面ニ讓受人ノ氏名ノ記載ナキ場合ト雖モ亦同ジ
第二百六條第一項中「株券ノ裏書ニ依ル」を削り、同條第二項及び第三項を次のように改める。
会社ハ定款ヲ以テ名義書換代理人ヲ置ク旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ名義書換代理人ガ取得者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ノ複本ニ記載シタルキハ前項ノ名義書換アリタルモノト看做ス
会社ハ株券ヲ登録スル爲メ定款ヲ以テ登録機關ヲ置ク旨ヲ定ムルコトヲ得
第二百八條中「又ハ転換」を「分

第九十九條 会社ハ額面株式若ハ無額面株式又ハ其ノ双方ヲ発行スルコトヲ得
第二百條第一項を次のように改め、同條第二項中「株金」を削る。
株主ノ責任ハ其ノ有スル株式ノ引受価額ノ限度トス
第二百一條第二項中「株式」を削る。
第二百二條第一項中「株式」を「額面株式」に、同條第二項中「株式」を「前項」に改め、同條第

第九十九條 会社ハ額面株式若ハ無額面株式又ハ其ノ双方ヲ発行スルコトヲ得
第二百條第一項を次のように改め、同條第二項中「株金」を削る。
株主ノ責任ハ其ノ有スル株式ノ引受価額ノ限度トス
第二百一條第二項中「株式」を削る。
第二百二條第一項中「株式」を「額面株式」に、同條第二項中「株式」を「前項」に改め、同條第

第九十九條 会社ハ額面株式若ハ無額面株式又ハ其ノ双方ヲ発行スルコトヲ得
第二百條第一項を次のように改め、同條第二項中「株金」を削る。
株主ノ責任ハ其ノ有スル株式ノ引受価額ノ限度トス
第二百一條第二項中「株式」を削る。
第二百二條第一項中「株式」を「額面株式」に、同條第二項中「株式」を「前項」に改め、同條第

第九十九條 会社ハ額面株式若ハ無額面株式又ハ其ノ双方ヲ発行スルコトヲ得
第二百條第一項を次のように改め、同條第二項中「株金」を削る。
株主ノ責任ハ其ノ有スル株式ノ引受価額ノ限度トス
第二百一條第二項中「株式」を削る。
第二百二條第一項中「株式」を「額面株式」に、同條第二項中「株式」を「前項」に改め、同條第

割、転換、買取又は第二百九十三條ノ第三項ノ規定ニ依リ株式ノ發行」に改める。

第二百九十九條第三項中「前條」を「前條又ハ前項」に改め、同條第二項ノ次に次の一項を加える。

第一項ノ質権者ノ權利ハ第二百九十三條ノ第二項ノ規定ニ依リ株主ガ受クベキ株式ニ及ブ第二百十條ノ次に次の一項を加える。

四 第二百四十五條ノ二又ハ第四百八條ノ二ノ規定ニ依リ株式ノ買取ヲ爲ストキ

第二百一十一條中「及第三号」を「乃至第四号」に改める。

第二百二十二條を次のように改める。

第二百二十二條 会社ハ利益若ハ利息ノ配當、残余財産ノ分配又ハ利益ヲ以テスル株式ノ消却ニ付内容ノ異ル數種ノ株式ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ定款ヲ以テ各種ノ株式ノ内容及數ヲ定ムルコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テハ定款ニ定ナキトキ雖モ新株ノ引受、株式ノ併合若ハ消却又ハ合併ニ因ル株式ノ割當ニ關シ株式ノ種類ニ從ヒ格別ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二百二十二條ノ次に次の六條を加える。

第二百二十二條ノ二 会社が數種ノ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ定款ヲ以テ株主ガ其ノ引受ケタル株式ヲ他ノ種類ノ株式ニ転換スルコトヲ請求シ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ転換ノ條件、転換ニ因リテ發行スベキ株式ノ内

容及転換ヲ請求シ得ベキ期間ヲ定ムルコトヲ要ス

前條第二項ノ規定ニ依リテ定ムル數種ノ株式ノ數ノ中転換ニ因リテ發行スベキ株式ノ數ハ前項ノ期間内ニ之ヲ留保スルコトヲ要ス

第二百二十二條ノ三 転換ニ因リテ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ転換株式ノ發行額額ヲ以テ転換ニ因リテ發行スル株式ノ發行額額トス

第二百二十二條ノ四 第二百二十二條ノ二第一項ノ場合ニ於テハ株式申込証ニ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

一 株式ヲ他ノ種類ノ株式ニ転換スルコトヲ得ベキコト

二 転換ノ條件

三 転換ニ因リテ發行スベキ株式ノ内容

四 転換ノ請求ヲ爲スコトヲ得ベキ期間

第二百二十二條ノ五 株式ノ転換ヲ請求スル者ハ請求書ニ通ニ株券ヲ添付シテ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ請求書ニハ転換セントスル株式ノ數及請求ノ年月日ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス

株式ノ転換ノ請求ハ第二百二十四條ノ二第一項ノ期間内ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第二百二十二條ノ六 転換ハ其ノ請求ヲ爲シタル時ヲ於テ其ノ効力ヲ生ズ但シ利益又ハ利息ノ配當ニ付テハ定款ヲ以テ其ノ請求ヲ爲シタル時ノ屬スル營業年度又ハ其ノ前營業年度ノ終ニ於テ転換アリタルモノト看做スコトヲ得

第二百二十二條ノ七 株式ノ転換ニ

因ル變更ノ登記ハ毎月末日現在ニ依リ同日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二百二十三條中「株主名簿」を「記名式ノ株券ヲ發行シタルキハ株主名簿」に、同條第二号中「株式」を「株式ノ額面無額面ノ別、」に改め、同條第五号を削り、同條に次の二項を加える。

無記名式ノ株券ヲ發行シタルキハ株主名簿ニハ其ノ額面無額面ノ別、種類、數、番号及發行ノ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

前二項ノ場合ニ於テ転換株式ヲ發行シタルキハ第二百二十二條ノ四ニ掲グル事項ヲモ株主名簿ニ記載スルコトヲ要ス

第二百二十四條ノ次に次の一條を加える。

第二百二十四條ノ二 会社が議決權ヲ行使シ又ハ配當ヲ受クベキ者其ノ他株主又ハ質権者トシテ權利ヲ行使スベキ者ヲ定ムル爲メ定款ヲ以テ一定期間株主名簿ノ記載ノ變更ヲ爲サザル旨又ハ一定ノ日ニ於テ株主名簿ニ記載アル株主若ハ質権者ヲ以テ其ノ權利ヲ行使スベキ株主若ハ質権者ト看做ス旨ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ期間ハ六十日ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一項ノ日ハ株主又ハ質権者トシテ權利ヲ行使スベキ日ノ前六十日內ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ要ス

会社ハ第一項ノ期間又ハ日ヲ三十日前ニ公告スルコトヲ要ス但シ定款ヲ以テ其ノ期間又ハ日ヲ指定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百二十五條中第三号から第六号までを次のように改める。

三 会社が發行スル株式ノ總數並ニ額面無額面ノ別及數

四 額面株式ナルトキハ一株ノ金額

五 会社が成立後發行セラレタル株式ニ付テハ其ノ發行ノ年月日

六 數種ノ株式アルトキハ其ノ株式ノ内容

七 転換株式ナルトキハ第二百二十二條ノ四ニ掲グル事項

第二百二十六條第一項中「会社が成立後」を「会社が成立後又ハ新株ノ拂込期日後」に改め、同條第一項として次の一項を加える。

会社が成立後又ハ新株ノ拂込期日後遲滞ナク株券ヲ發行スルコトヲ要ス

第二百二十九條を次のように改める。

第二百二十九條 小切手法第二十一條ノ規定ハ株券ガ無記名式ノモノナルトキ又ハ記名式ノモノニシテ其ノ所持人ガ第二百二十五條第二項若ハ第三項ノ規定ニ依リ權利ヲ証明スルトキニ之ヲ準用ス

第三節第一款中第二百三十一條の前に次の一條を加える。

第二百三十條ノ二 總會ハ法令又ハ定款ニ定ムル事項ニ限リ決議ヲ爲スコトヲ得

第二百三十一條を次のように改める。

第二百三十六條 削除

第二百三十七條第一項中「資本ノ十分ノ一以上ニ當ル」を「發行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル」に、同條第二項中「取締役ガ總會招集ノ手續ヲ爲サザルトキハ」を「總會招集ノ通知ガ發セラレザルトキハ」に、同條第三項を次のように改める。

前二項ノ規定ニ依リ總會ニ於テハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査セシムル爲メ特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得

第二百三十八條中「監査役」を「會計監査役」に改める。

第二百三十九條第一項中「出席シタル株主」を「發行済株式ノ總數ノ過半數ニ當ル株式ヲ有スル株主出席シ其ノ」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

前項ノ代理權ノ授與ハ總會毎ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二百四十條を次のように改める。

第二百四十條 總會ノ決議ニ付テハ議決權ナキ株主ノ有スル株式ノ數ハ發行済株式ノ總數ニ之ヲ算入ス

前條第五項ノ規定ニ依リテ行使スルコトヲ得ザル議決權ノ數ハ同條第一項ノ議決權ノ數ニ之ヲ算入セズ

第二百四十一條第一項但書を削る。

第二百四十二條を次のように改める。

第二百四十二條 会社が數種ノ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ定款ヲ以

テ利益ノ配當ニ関シ優先の内容ヲ有スル種類ノ株式ニ付株主ニ議決権ナキモノトスルコトヲ得但シ其ノ株主ハ定款ニ定ムル優先の配當ヲ受ケザル旨ヲ決議アリタル時ヨリ其ノ優先の配當ヲ受ケル旨ノ決議アル時迄ハ議決権ヲ有ス

前項ノ株式ノ總數ハ発行済株式ノ總數ノ四分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百四十四條第二項中「及監査役」を削る。

第二百四十五條第一項第一号中「一部」を「重要ナル一部」に改め、同項第四号を削り、同條第二項を次のように改める。

前項ノ行為ノ要領ハ第二百三十二條ニ定ムル通知及公告ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百四十五條の次に次の三條を加える。

第二百四十五條ノ二 前條第一項ノ決議ヲ爲スベキ株主總會ニ先チ会社ニ対シ書面ヲ以テ同項ニ掲グル行為ニ反対ノ意思ヲ通知シ且總會ニ於テ之ニ反対シタル株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル株式ヲ決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル價格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得但シ同條第一項第一号ノ場合ニ於テ決議ト同時ニ解散ノ決議ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百四十五條ノ三 前條ノ請求ハ決議ノ日ヨリ二十日以内ニ株式ノ額面無額面ノ別、種類及數ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

株式ノ價格ノ決定ニ付株主ト会社トノ間ニ協議調ヒタルトキハ会社ハ決議ノ日ヨリ九十日以内ニ其ノ支拂ヲ爲スコトヲ要ス

社トノ間ニ協議調ヒタルトキハ会社ハ決議ノ日ヨリ九十日以内ニ其ノ支拂ヲ爲スコトヲ要ス

決議ノ日ヨリ六十日以内ニ協議調ヒザルトキハ株主ハ其ノ期間経過後三十日以内ニ裁判所ニ対シ價格ノ決定ヲ請求スルコトヲ得

会社ハ裁判所ノ決定スル價格ニ対スル第二項ノ期間経過後ノ法定利息ヲモ支拂フコトヲ要ス

株式ノ代金ノ支拂ハ株券ト引換ニ之ヲ爲スコトヲ要ス株式ノ移転ハ代金ノ支拂ノ時ニ其ノ効力ヲ生ズ

第二百四十五條ノ四 第二百四十五條ノ二規定スル株主ノ請求ハ会社ガ第二百四十五條第一項ニ掲グル行為ヲ中止シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ株主ガ前條第三項ノ期間内ニ同項ノ請求ヲ爲サザルトキ亦同シ

第二百四十六條中「前條」を「第二百四十五條」に改める。

第二百四十七條中「株主、取締役又ハ監査役」を「株主又ハ取締役」に改める。

第二百四十八條第一項中「一月内」を「三月内」に改める。

第二百四十九條を次のように改める。

第二百四十九條 削除

第二百五十一條を次のように改める。

第二百五十一條 削除

第二百五十二條中「第二百五十九條」を削る。

第二百五十三條第一項中「第四項」を「第五項」に、同條第二項中「及第二百四十八條及至第二百五十條」を「第二百四十八條及至第二百五十條」に改める。

百五十條」に改める。

「第二款 取締役」を「第二款 取締役及取締役会」に改める。

第二百五十四條第一項の次に次の一項を加える。

会社ハ定款ヲ以テスルモ取締役ガ株主タルコトヲ要スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得ズ

第二百五十四條の次に次の一條を加える。

第二百五十四條ノ二 取締役ハ法令及定款ノ定並ニ總會ノ決議ヲ遵守シ会社ノ爲忠実ニ其ノ職務ヲ遂行スル義務ヲ負フ

第二百五十六條を次のように改める。

第二百五十六條 取締役ノ任期ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ズ

最初ノ取締役ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ一年ヲ超ユルコトヲ得ズ前二項ノ規定ハ定款ヲ以テ任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ延長スルコトヲ妨ゲズ

第二百五十六條の次に次の三條を加える。

第二百五十六條ノ二 取締役ノ選任決議ニ付テハ總會ニ出席ヲ要スル株主ノ有スベキ株式ノ數ハ定款ノ定ニ依ルモ之ヲ發行済株式ノ總數ノ三分ノ一未満ニ下スコトヲ得ズ

第二百五十六條ノ三 二人以上ノ取締役ノ選任ヲ目的トスル總會ノ招集アリタルトキハ株主ハ会社ニ対シ會日ヨリ五日以前ニ書面ヲ以テ果積投票ニ依ルベキコトヲ求ムルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ取締役ノ選任決議ニ付テハ各株主ハ一

株ニ付選任スベキ取締役ノ數ト同數ノ議決権ヲ有ス此ノ場合ニ於テハ各株主ハ一人ノミニ投票シ又ハ二人以上ニ投票シテ其ノ議決権ヲ行使スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ投票ノ最多數ヲ得タル者ヨリ順次取締役ニ選任セラレタルモノトス

第一項ノ場合ニ於テハ議長ハ議決ニ先チ同項ノ請求アリタル旨ヲ宣告スルコトヲ要ス

第一項ノ書面ハ總會ノ終結ニ至ル迄之ヲ本店ニ備置キ株主ノ閲覧ニ供スルコトヲ要ス

第二百五十六條ノ四 会社ハ定款ヲ以テ取締役ノ選任ニ付累積投票ニ依ラザルコトヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テモ發行済株式ノ總數ノ四分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ハ前條第一項ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第二百五十七條に次の三項を加える。

前項ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

取締役ノ職務遂行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アリタルニ拘ラズ株主總會ニ於テ其ノ取締役ヲ解任スルコトヲ否決シタルトキハ發行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ハ三十日以内ニ其ノ取締役ノ解任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

第八十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百五十八條第二項中「監査役其ノ他」を削る。

第二百五十九條を次のように改める。

第二百五十九條 取締役会ハ各取締役之ヲ招集ス但シ取締役会ニ於テ招集ヲ爲スベキ取締役ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百五十九條の次に次の二條を加える。

第二百五十九條ノ二 取締役会ヲ招集スルニハ會日ヨリ一週間前ニ各取締役ニ対シテ其ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ定款ヲ以テ之ヲ短縮スルコトヲ妨ゲズ

第二百五十九條ノ三 取締役会ハ取締役全員ノ同意アルトキハ招集ノ手續ヲ經ズシテ之ヲ開クコトヲ得

第二百六十條を次のように改める。

第二百六十條 会社ノ業務執行ハ取締役会之ヲ決ス支配人ノ選任及解任亦同シ

第二百六十條の次に次の二條を加える。

第二百六十條ノ二 取締役会ノ決議ハ取締役ノ過半数出席シ其ノ取締役ヲ以テ此ノ要件ヲ加重スルコトヲ妨ゲズ

第二百三十九條第五項及第二百四十條第二項ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二百六十條ノ三 取締役会ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作ルコトヲ要ス議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ出席シタル取締役之ノ署名スルコトヲ要ス

第二百六十一條を次のように改める。

第二百六十一條 会社ハ取締役会ノ

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ出席シタル取締役之ノ署名スルコトヲ要ス

決議ヲ以テ会社ヲ代表スベキ取締役ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ数人ノ代表取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定ムルコトヲ得

第三十九條第二項、第七十八條及第二百五十八條ノ規定ハ代表取締役ニ之ヲ準用ス

第二百六十一條ノ次に次の一條を加ふる。

第二百六十一條ノ二 会社ガ取締役ニ対シ又ハ取締役ガ会社ニ対シ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ其ノ訴ニ付テハ取締役會ノ定ムル者会社ヲ代表ス

株主總會ハ前項ノ規定ニ拘ラズ会社ヲ代表スベキ者ヲ定ムルコトヲ得

第二百六十三條から第二百六十六條までを次のように改める。

第二百六十三條 取締役ハ定款並ニ總會及取締役會ノ議事録ヲ本店及支店ニ、株主名簿及社員原簿ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス名義書換代理人ヲ置キタルトキハ株主名簿若ハ社員原簿又ハ其ノ複本ヲ名義書換代理人ノ營業所ニ備置クコトヲ得

株主及会社ノ債權者ハ營業時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覧又ハ謄寫ヲ求ムルコトヲ得

第二百六十四條 取締役ガ自己又ハ第三者ノ為ニ会社ノ營業ノ部類ニ屬スル取引ヲ為スニハ株主總會ニ於テ其ノ取引ニ付重要ナル事実ヲ開示シ其ノ認許ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ認許ハ發行済株式ノ總數ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ

為ス

取締役ガ第一項ノ規定ニ違反シテ自己ノ為ニ取引ヲ為シタルトキハ株主總會ハ之ヲ以テ会社ノ為ニ為シタルモノト看做スコトヲ得

前項ニ定ムル權利ハ取引の時ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ消滅ス

第二百六十五條 取締役ガ会社ノ製品其ノ他ノ財産ヲ讓受ケ会社ニ対シ自己ノ製品其ノ他ノ財産ヲ讓渡シ会社ヨリ金錢ノ貸付ヲ受ケ其ノ他自己又ハ第三者ノ為ニ会社ト取引ヲ為スニハ取締役會ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第二百六十六條 左ノ場合ニ於テハ其ノ行為ヲ為シタル取締役ハ会社ニ對シ連帶シテ第一号ニ在リテハ違法ニ配當セラレタル額、第二号ニ在リテハ未ダ弁済ナキ額、第三号乃至第五号ニ在リテハ会社ガ蒙リタル損害額ニ付弁済又ハ賠償ノ責ニ任ズ

一 第二百九十條第一項ノ規定ニ違反スル利益ノ配當ニ關スル議案ヲ總會ニ提出シタルトキ

二 他ノ取締役ニ對シ金錢ノ貸付ヲ為シタルトキ

三 第二百六十四條第一項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為シタルトキ

四 前條ノ取引ヲ為シタルトキ

五 法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シタルトキ

推定ス

第一項ノ取締役ノ責任ハ総株主ノ同意アルニ非ザレバ之ヲ免除スルコトヲ得ズ

第一項第四條ノ取引ニ關スル取締役ノ責任ハ前項ノ規定ニ拘ラズ發行済株式ノ總數ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ免除スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ取締役ハ株主總會ニ於テ其ノ取引ニ付重要ナル事実ヲ開示スルコトヲ要ス

第二百六十六條ノ次に次の二條を加ふる。

第二百六十六條ノ二 前條第一項ノ規定ハ同項第一号ノ場合ニ於テ同項ノ金額ニ付弁済ヲ為シタル取締役ヨリ惡意ノ株主ニ對スル求償權ノ行使ヲ妨ゲズ

第二百六十六條ノ三 取締役ガ其ノ職務ヲ行フニ付惡意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ取締役ハ賠償ノ責ニ任ズ連帶シテ損害額ヲ支拂フベキトキハ株主ハ会社ニ對シ其ノ報酬額ノ範圍内ニ於テ相當ナル額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

株主ガ敗訴シタル場合ニ於テハ惡意アリタルトキニ非ザレバ会社ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ゼズ

前二項ノ規定ハ前條第二項ノ規定ニ依リテ訴訟ニ參加シタル株主ニ之ヲ準用ス

第二百六十七條 株主ハ会社ニ對シ書面ヲ以テ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ヲ提起スルコトヲ得

会社ガ前項ノ請求アリタル日ヨリ三十日以内ニ訴ヲ提起セザルトキハ株主ハ会社ノ為訴ヲ提起スルコトヲ得

ヲ得

前項ニ定ムル期間ノ經過ニ因リテ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ拘ラズ株主ハ直ニ前項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

第二百六十八條 取締役ノ責任ヲ追及スル訴ハ本店ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス

株主又ハ会社ハ前項ノ訴訟ニ參加スルコトヲ得但シ不當ニ訴訟ヲ遅延セシメ又ハ裁判所ノ負担ヲ著シク大ナラシムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前條第二項ノ訴ヲ提起シタル株主ハ訴ヲ提起アリタル後遲滞ナク会社ニ對シ其ノ訴訟ノ告知ヲ為スコトヲ要ス

第二百六十八條ノ次に次の二條を加ふる。

第二百六十八條ノ二 第二百六十七條第二項ノ訴ヲ提起シタル株主ガ勝訴シタル場合ニ於テ弁護士ニ報酬ヲ支拂フベキトキハ株主ハ会社ニ對シ其ノ報酬額ノ範圍内ニ於テ相當ナル額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

株主ガ敗訴シタル場合ニ於テハ惡意アリタルトキニ非ザレバ会社ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ゼズ

前二項ノ規定ハ前條第二項ノ規定ニ依リテ訴訟ニ參加シタル株主ニ之ヲ準用ス

第二百六十八條ノ三 第二百六十八條第一項ノ訴ヲ提起アリタル場合ニ於テ原告及被告ノ共謀ニ因リ訴訟ノ目的タル会社ノ權利ヲ侵害スル目的ヲ以テ判決ヲ為サシメタルトキハ会社又ハ株主ハ確定ノ終局

判決ニ對シ再審ノ訴ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得

前條ノ規定ハ前項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二百七十條第一項中「又ハ取消」を「若ハ取消又ハ取締役ノ解任」に改める。

第二百七十二條を次のように改める。

第二百七十二條 取締役ガ会社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為其ノ他法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ株主ハ会社ノ為取締役ニ對シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

「第三款 監査役」を「第三款 會計監査役」に改める。

第二百七十三條中「監査役」を「會計監査役」に、「二年」を「一年」に改める。

第二百七十四條を次のように改める。

第二百七十四條 會計監査役ハ何時ニテモ會計ノ帳簿及書類ノ閲覧若ハ謄寫ヲ為シ又ハ取締役ニ對シ會計監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為ニ必要アルトキハ会社ノ業務及財産ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得

第二百七十五條中「監査役」を「會計監査役」に、「書類」を「會計ニ關スル書類」に改める。

第二百七十七條を次のように改める。

第二百七十七條 會計監査役が其ノ任務ヲ怠リタルトキハ其ノ會計監査役ハ会社ニ對シ通商シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第二百七十八條中「監査役」を「會計監査役」に改める。

第二百七十九條及び第二百八十條を次のように改める。

第二百七十九條 創設

第二百八十條 第二百五十四條、第二百五十六條第三項、第二百五十七條、第二百五十八條、第二百五十九條第四項、第二百六十條、第二百六十一條第七項乃至第二百六十七條ノ規定ハ會計監査役ニ之ヲ準用ス第二百八十條ノ次に次の一節を加ふる。

第三節ノ二 新株ノ発行

第二百八十條ノ二 会社ノ成立後株式ヲ發行スル場合ニ於テハ左ノ事項ニシテ定款ニ定ナキモノハ取締役會之ヲ決ス但シ本法ニ別段ノ定アルトキ又ハ定款ヲ以テ株主總會ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 新株ノ額面無額面ノ別、種類及數
二 新株ノ発行価額及拂込期日
三 現物出資ヲ為ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ価格並ニ之ニ對シテ與フル株式ノ額面無額面ノ別、種類及數
四 無額面株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

第二百八十條ノ三 株式ノ発行価額其ノ他發行ノ條件ハ發行毎ニ之ヲ均等ニ定ムルコトヲ要ス但シ新株

ノ引受權ヲ有スル者ニ對シ有利ニ之ヲ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二百八十條ノ四 新株ノ引受權ヲ有スル株主ハ其ノ有スル株式ノ數ニ應ジテ新株ノ割當ヲ受クル權利ヲ有ス

第二百八十條ノ五 新株ノ引受權ヲ有スル者アルトキハ其ノ者ガ引受權ヲ有スル株式ノ額面無額面ノ別種類及數並ニ一定ノ期日迄ニ株式ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨ヲ其ノ者ニ通知スルコトヲ要ス

会社ガ無記名式ノ株式ヲ發行シタル場合ニ於テハ前項ニ掲グル事項ヲ公告スルコトヲ要ス

前二項ノ通知又ハ公告ハ第一項ノ期日ノ三十日前ニ之ヲ為スコトヲ要ス

会社ガ通知又ハ公告ヲ為シタルモ新株ノ引受權ヲ有スル者ガ期日迄ニ株式ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フ

第二百八十條ノ六 株式申込証ハ取締役會之ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 第六十六條第一項第二号及第三号ニ掲グル事項
二 發行済株式ノ總數、額面無額面ノ別、種類及數並ニ資本ノ額
三 第二百八十條ノ二ニ掲グル事項
四 新株ガ額面株式ナルトキハ一株ノ金額
五 第二百七十五條第二項第五号、第六号、第十号及第十二号ニ掲グル事項

六 株主ニ對スル新株ノ引受權ノ有無又ハ制限ニ關スル事項若シ

特定ノ第三者ニ之ヲ與フルコトヲ定メタルトキハ之ニ關スル事項

第二百八十條ノ七 新株ノ引受人ハ拂込期日ニ各株主ニ付其ノ發行価額ノ全額ヲ拂込ヲ為スコトヲ要ス

第二百八十條ノ八 現場出資ヲ為ス者アル場合ニ於テハ取締役ハ第二百八十條ノ二第三号ニ掲グル事項ヲ調査セシムル為メ調査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス但シ其ノ者ニ對シテ與フル株式ノ數ガ發行済株式ノ總數ノ二十分ノ一ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

裁判所ハ調査役ノ報告ヲ聽キ前項ニ掲グル事項ヲ不當ト認メタルトキハ之ニ變更ヲ加ヘテ取締役及現物出資ヲ為ス者ニ通告スルコトヲ得

現物出資ヲ為ス者前項ノ變更ニ服セザルトキハ其ノ引受ヲ取消スコトヲ得

通告後二週間内ニ前項ノ取消ナキトキハ第一項ノ事項ハ通告ニ從ヒ變更セラレタルモノト看做ス

第二百八十條ノ九 拂込又ハ現物出資ノ給付ヲ為シタル新株ノ引受人ハ拂込期日ヨリ株主トナル

新株ノ引受人ガ前項ノ期日迄ニ拂込又ハ現物出資ノ給付ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フ

前項ノ規定ハ新株ノ引受人ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第二百八十條ノ十 会社ガ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不公正ナル方法若ハ偏頗ニ依リテ株式ヲ發行シ之ニ因リ株主ガ不利ヲ受クル虞アル場合ニ於テハ其ノ株主ハ会社ニ對シ其ノ發行ヲ止ムベキコ

トヲ請求スルコトヲ得

第二百八十條ノ十一 取締役ト通ジテ著シク不公正ナル發行価額ヲ以テ株式ヲ引受ケタル者ハ会社ニ對シ公正ナル發行価額トノ差額ニ相當スル金額ノ支拂ヲ為ス義務ヲ負フ

第二百六十七條乃至第二百六十八條ノ三ノ規定ハ前項ノ支拂ヲ求ムル訴ニ之ヲ準用ス

第二百八十條ノ十二 新株ヲ引受ケタル者ハ新株發行ニ因ル變更ノ登記ノ日ヨリ一年ヲ經過シタル後ハ錯誤若ハ株式申込証ノ要件ノ欠缺ヲ理由トシテ其ノ引受ヲ無効ト主張シ又ハ詐欺若ハ強迫ヲ理由トシテ其ノ引受ヲ取消スコトヲ得ズ其ノ株式ニ付株主ノ權利ヲ行使シタルトキ亦同ジ

第二百八十條ノ十三 新株發行ニ因ル變更ノ登記アリタルニ拘ラズ仍引受ナキ株式アルトキハ取締役ハ共同シテ之ヲ引受ケタルモノト看做ス株式ノ申込ガ取消サレタルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ取締役ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第二百八十條ノ十四 第二百七十五條第一項第三項第四項、第二百七十六條、第二百七十七條第二項第三項、第二百七十八條、第二百七十九條及第二百八十條ノ規定ハ新株ノ發行ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十條ノ十五 新株發行ノ無効ハ發行ノ日ヨリ六个月内ニ訴ヲ以テ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ株主又ハ取締役ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得

第二百五條第二項乃至第四項、第九條及第三百七十七條ノ規定ハ前條ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二百八十條ノ十七 新株發行ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ新株ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テハ会社ハ遲滞ナク其ノ旨及一定ノ期間内ニ株主ヲ會社ニ提出スベキ旨ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載アル質權者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ三月ヲ下ルコトヲ得ズ

第二百八十條ノ十八 前條第一項ノ場合ニ於テハ会社ハ新株ノ株主ニ對シ其ノ拂込ミタル金額ノ支拂ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ金額ガ前條第一項ノ判決確定ノ時ニ於ケル会社財産ノ狀況ニ照シ著シク不相當ナルトキハ裁判所ハ会社又ハ前項ノ株主ノ請求ニ依リ前項ノ金額ノ増減ヲ命ズルコトヲ得

第二百八十一條及第二百九十一條第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十一條及第二百八十二條第一項中「監査役」を「會計監査役」に改める。

第二百八十四條中「監査役」を「會計監査役」に改める。

第二百八十四條ノ次に次の一條を加ふる。

第二百八十四條ノ二 会社ノ資本ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外發行済額面株式ノ株主總額及發行済無額面株式ノ發行価額ノ總額トス

無額面株式ニ付テハ其ノ發行価

額ノ四分ノ一ヲ超エザル額ヲ資本ニ組入レザルコトヲ得設立ニ際シテ無額面株式ヲ発行スルトキハ其ノ最低発行価額ヲ超ユル部分ニシテ其ノ発行価額ノ四分ノ一ヲ超エザル額ニ付亦同ジ

第二百八十六條の次に次の一條を加ふる。

第二百八十六條ノ二 新株ヲ発行シタルトキハ其ノ発行ノ為ニ必要ナル費用ノ額ハ之ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ新株発行ノ後三年内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス

第二百八十八條第一項中「準備金」を「利益準備金」に改め、同條第二項を削る。

第二百八十八條の次に次の一條を加ふる。

第二百八十八條ノ二 左ニ掲グル金額ハ之ヲ資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

一 額面以上ノ価額ヲ以テ額面株式ヲ発行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル額

二 無額面株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

三 一營業年度ニ於ケル財産ノ評價額ヨリ其ノ評價額ヲ控除シタル額

四 資本ノ減少ニ依リ減少シタル資本ノ額ガ株式ノ消却又ハ拂戻ニ要シタル金額及欠損ノ填補ニ充テタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

五 合併ニ因リ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ノ額ガ其ノ会社ヨリ承継シタル債務ノ額及

其ノ会社ノ株主ニ支拂ヒタル金額並ニ合併後存続スル会社ノ増加シタル資本ノ額又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

第二百八十九條を次のように改め。

第二百八十九條 前二條ノ準備金ハ資本ノ欠損ノ填補ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得但シ第二百九十三條ノ三第一項ニ規定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

利益準備金ヲ以テ資本ノ欠損ノ填補ニ充ツルモ仍不足スル場合ニ非ザレバ資本準備金ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得ズ

第二百九十條第一項中「第二百八十八條第一項」を削る。

第二百九十一條第一項中「定款ヲ以テ」を「定款ヲ以テ一定ノ株式ニ付」に改め、但書を除き、同條第二項中「定款ノ規定」を「定款ノ規定又ハ其ノ変更」に、同條第三項中「年六分」を「一年ニ付資本ノ總額ノ百分ノ六」に改め、同條第二項の次に次の一項を加ふる。

第一項ノ期間内ニ発行スル株式ニシテ利息ノ配當ヲ為スモノノ発行価額ハ同項ニ定ムル利息ノ年額ノ二十倍ヲ下ルコトヲ得ズ

第二百九十二條を次のように改め。

第二百九十二條 削除

第二百九十三條の次に次の六條を加ふる。

第二百九十三條ノ二 会社ハ第三百四十三條ニ定ムル決議ヲ以テ利益

ノ配當ノ全部又ハ一部ヲ新ニ発行スル株式ヲ以テ為スコトヲ得

前項ノ配當ハ額面株式ニ付テハ餘額、無額面株式ニ付テハ同項ノ決議ニ於テ定ムル発行価額ヲ以テ之ヲ為ス

配當スベキ利益ノ額ニ券面額又ハ発行価額ニ清タザル端數アルトキハ其ノ部分ニ付テハ第一項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ発行スル株式ニ付テハ第二百八十四條ノ二第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

株式ニ依ル配當ヲ受ケタル株主ハ第一項ノ決議アリタル株主總會ノ終結ノ時ヨリ新株ニ付株主トナル第一項ノ決議アリタルトキハ取締役ハ派司ナク配當ヲ受ケル株主及株主名簿ニ記載アル債權者ニ對シテ其ノ株主ノ受ケル株式ノ額面無額面ノ別、種類及數ヲ通知シ且無記名式ノ株券ヲ発行シタル場合ニ於テハ同項ノ決議ノ内容ヲ公告スルコトヲ要ス

第二百九十三條ノ三 会社ハ取締役會ノ決議ニ依リ準備金ノ全部又ハ一部ヲ資本ニ組入ルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ株主ニ對シ其ノ有スル株式ノ數ニ應ジテ株式ヲ発行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ株主ハ前項ノ決議ノ時ヨリ新株ニ付株主トナル

前條第六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第二百九十三條ノ四 会社ハ取締役會ノ決議ニ依リ株式ノ分割ヲ為スコトヲ得

第三百七十七條、第三百七十八條及第三百七十九條第三項ノ規定

ハ株式ノ分割ニ依リ株券ヲ提出ヲ必要トスル場合ニ之ヲ準用ス

第二百九十三條ノ五 取締役ハ毎決算期ヨリ四月内ニ第二百八十一條ニ掲グル書類ノ附屬明細書ヲ作り之ヲ本店及支店ニ備置スコトヲ要ス

前項ノ書類ニハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ詳細ニ記載シ株主資本及準備金ノ増減、取締役、會計監査役及株主ト間ノ取引、担保權ノ設定、金融ヲ業トセザル会社ニ在リテハ金銭ノ貸付、他ノ会社ノ株式ノ取得並ニ固定財産ノ処分ヲ明示スルコトヲ要ス

株主ハ營業時間内何時ニテモ第一項ノ書類ノ閲覧若ハ謄寫ヲ求ム又ハ会社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百九十三條ノ六 発行済株式ノ總數ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ハ會計ノ帳簿及書類ノ閲覧又ハ謄寫ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ請求ハ理由ヲ附シタル書面ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第二百九十三條ノ七 前條ノ規定ニ依リ請求アリタルトキハ取締役ハ其ノ請求ガ左ニ掲グル事由ニ該當スルト認ムベキ相當ノ理由アル場合ヲ除クノ外之ヲ拒ムコトヲ得ズ

一 株主ガ株主ノ權利ノ確保若ハ行使ニ關シ調査ヲ為ス為ニ非ズシテ請求ヲ為シタルトキ又ハ会社ノ業務ノ運営若ハ株主共同ノ利益ヲ害スルヲ請求ヲ為シタルトキ

二 株主ガ会社ト營業ヲ為ス者ナルトキ、会社ト營業ヲ為ス会社

ノ社員、株主若ハ取締役ナルトキ又ハ会社ト營業ヲ為ス者ノ為其ノ会社ノ株式ヲ有スル者ナルトキ

三 株主ガ書類ノ閲覧若ハ謄寫ニ依リ知得シタル事実ヲ利益ヲ得テ他ニ通報スルヲ為シタルトキ

キ又ハ請求ノ日ノ前二年内ニ於テ其ノ会社若ハ他ノ会社ノ書類ノ閲覧若ハ謄寫ニ依リ知得シタル事実ヲ利益ヲ得テ他ニ通報シタルコトアル者ナルトキ

四 株主ガ不適當ナル時ニ閲覧又ハ謄寫ノ請求ヲ為シタルトキ

第二百九十四條第一項中「三月前ヨリ引續キ資本」を「発行済株式ノ總數」に、同條第三項中「監査役」を「代表取締役」に改め。

第二百九十六條を次のように改め。

第二百九十六條 会社ハ取締役會ノ決議ニ依リ社債ヲ募集スルコトヲ得

第二百九十七條第一項及び第二項を次のように改め。

社債ハ資本及準備金ノ總額ヲ超エテ之ヲ募集スルコトヲ得ズ

最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純財産額ガ資本及準備金ノ總額ニ清タザルトキハ社債ハ其ノ財産額ヲ超エテ之ヲ募集スルコトヲ得ズ

第三百一一條第二項第十号中「資本」を「資本及準備金」に改め、同項に次の一号を加ふる。

十六 名義書換代理人又ハ登録機關ヲ置キタルトキハ其ノ氏名及住所並ニ營業所

第三百五條第二項第一号中「及

七

第十四号」を「第十四号及第十六号」に改める。

第三百七條に次の一項を加える。第二百六條第二項ノ規定ハ記名社債ノ移転ニ之ヲ準用ス

第三百二十四條第一項中「第三百四十三條第一項乃至第三項及第三百四十四條第二項第三項」を「第三百四十三條第一項乃至第四項」に改める。

第三百二十六條第二項を削る。

第三百三十七條第二項を削る。

第三百三十九條第一項中「第三項第四項」を「第三項乃至第五項」に改める。

第三百四十一條の次に次の一款を加える。

第三款 転換社債
第三百四十一條ノ二 会社ハ転換社債ヲ發行スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ定款又ハ第三百四十三條ノ決議ヲ以テ転換ノ條件、転換ニ因リテ發行スベキ株式ノ内容及転換ヲ請求シ得ベキ期間ヲ定ムルコトヲ要ス

第二百二十二條ノ二第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第三百四十一條ノ三 転換社債ニ付テハ社債申込証、債券及社債原簿ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
一 社債ヲ株式ニ転換スルコトヲ得ベキコト
二 転換ノ條件
三 転換ニ因リテ發行スベキ株式ノ内容
四 転換ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ期間
社債ノ登記ニ在リテハ前項ニ掲

グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス
第三百四十一條ノ四 転換ヲ請求スル者ハ請求書ニ通ニ債券ヲ添附シテ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス
前項ノ請求書ニハ転換セントスル社債ヲ表示シ請求ノ年月日ヲ記載シテ之ニ署名スルコトヲ要ス
第三百四十一條ノ五 第二百八條、第二百二十二條ノ三、第二百二十二條ノ五第三項、第二百二十二條ノ六及第二百二十二條ノ七ノ規定ハ社債ノ転換ノ場合ニ之ヲ準用ス
第三百四十三條及び第三百四十四條を次のように改める。
第三百四十三條 前條第一項ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ三分ノ二以上ニシテ且發行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル多数ヲ以テ之ヲ爲ス
發行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル多数ヲ得ザル爲前項ノ決議ヲ爲スコト能ハザルトキハ出席シタル株主ノ議決權ノ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ仮決議ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各株主ニ對シテ其ノ仮決議ノ趣旨ヲ通知ヲ發シ且無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其ノ趣旨ヲ公告シ更ニ仮決議ノ日ヨリ二月内ニ其ノ承認ヲ得ル爲第二回ノ株主總會ヲ招集スルコトヲ要ス
第二回ノ株主總會ニ於テ仮決議ノ承認アリタルトキハ其ノ承認ノ時ニ第一項ノ決議アリタルモノト看做ス
前項ノ承認ハ出席シタル株主ノ議決權ノ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ之ヲ爲ス
前三項ノ規定ハ会社ノ目的タル

事業ヲ更変スル場合ニハ之ヲ適用セズ
第三百四十四條 削除
第三百四十五條第二項を次のように改める。
或種類ノ株主ノ總會ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ三分ノ二以上ニシテ且其ノ種類ノ發行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル多数ヲ以テ之ヲ爲ス
第三百四十六條中「第二百二十二條第二項ノ決議ヲ爲ス場合」を「第二百二十二條第三項ノ規定ニ依リ株式ノ種類ニ從ヒ格別ノ定ヲ爲ス場合」に改める。
第三百四十七條から第三百七十四條までを次のように改める。
第三百四十七條 会社ガ發行スル株式ノ總數ハ發行済株式ノ總數ノ四倍ヲ超ユテ之ヲ増加スルコトヲ得ズ、会社ハ發行スル株式ノ總數ヲ増加スル決議ニ於テ増加スベキ株式ニ付株主ニ對シ新株ノ引受權ヲ與ヘ、制限シ又ハ排除スル旨若シ特定ノ第三者ニ對シ之ヲ與フルトキハ其ノ旨ヲ定ムルコトヲ要ス
第三百四十八條乃至第三百七十四條 削除
第三百七十四條の次に節名として「第六節ノ二 資本ノ減少」を加える。
第三百七十五條を次のように改める。
第三百七十五條 資本ノ減少ヲ爲スニハ第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス
第三百八十條第一項中「資本減少ノ登記」を「資本減少ニ因リ變更ノ登記」に改め、同條第二項中「監査役を削り、同條第三項中

「第六條、第七條、第九條、第三十七條及第二百四十九條」を「第九條及第三百三十七條」に改める。
第三百八十一條第一項中「監査役」を削り「三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一」を「發行済株式ノ總數ノ百分ノ三」に改め、同條第三項を削る。
第三百八十二條を次のように改める。
第三百八十二條 整理開始ノ命令アリタルトキハ直ニ会社ノ本店及支店ノ所在地ノ登記所ニ於テ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス
第三百八十六條中「監査役」を「會計監査役」に改める。
第三百八十七條第一項中「裁判所」を削り「処分ヲ爲シタル」を「処分アリタル」に「其ノ登記ヲ囑託スルコト」を「ニ於テ其ノ登記ヲ爲スコト」に改め、同條第二項中「裁判所」を削り「囑託スル」を「爲ス」に改める。
第三百八十八條第二項中「監査役」を「會計監査役」に改める。
第三百八十九條第二号中「監査役」を「會計監査役」に「第九十三條、第二百六十六條、第二百六十七條、第二百六十八條、第二百六十九條、第二百七十條、第二百七十一條、第二百七十二條、第二百七十三條、第二百七十四條、第二百七十五條、第二百七十六條、第二百七十七條、第二百七十八條、第二百七十九條、第二百八十條、第二百八十一條、第二百八十二條、第二百八十三條、第二百八十四條、第二百八十五條、第二百八十六條、第二百八十七條、第二百八十八條、第二百八十九條、第二百九十條、第二百九十一條、第二百九十二條、第二百九十三條、第二百九十四條、第二百九十五條、第二百九十六條、第二百九十七條、第二百九十八條、第二百九十九條」に改め、同條第五号中「監査役」を「會計監査役」に改める。
第三百九十條第一項中「監査役」を「會計監査役」に改め、同條第二項中「執達吏又ハ警察官吏」を「執行吏、警察官又ハ警察吏員」に改める。

第三百九十八條第二項中「第三百七十一條」を「第二百八十條ノ十五」に改める。
第四百四條第三号を削る。
第四百六條の次に次の一條を加える。
第四百六條ノ二 左ノ場合ニ於テ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ發行済株式ノ總數ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ハ会社ノ解散ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得
一 会社ノ業務ノ執行上著シキ難局ニ達シ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ジ又ハ生ズル虞アルトキ
二 会社財産ノ管理又ハ処分ガ著シク失當シテ会社ノ存立ヲ危殆ナラシムルトキ
第四百十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第四百八條の次に次の一條を加える。
第四百八條ノ二 前條第一項ノ株主總會ニ先チ会社ニ對シ書面ヲ以テ合併ニ反對ノ意思ヲ通知シ且總會ニ於テ合併契約書ノ承認ニ反對シタル株主ハ会社ニ對シ自己ノ有スル株式ヲ承認ノ決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル價格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得
第二百四十五條ノ三及第二百四十五條ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第四百九條第一号から第五号までを次のように改める。
一 存続スル会社ガ合併ニ因リ其ノ發行スル株式ノ總數ヲ増加スルトキハ其ノ増加スベキ株式ノ

「第六條、第七條、第九條、第三十七條及第二百四十九條」を「第九條及第三百三十七條」に改める。
第三百八十一條第一項中「監査役」を削り「三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一」を「發行済株式ノ總數ノ百分ノ三」に改め、同條第三項を削る。
第三百八十二條を次のように改める。
第三百八十二條 整理開始ノ命令アリタルトキハ直ニ会社ノ本店及支店ノ所在地ノ登記所ニ於テ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス
第三百八十六條中「監査役」を「會計監査役」に改める。
第三百八十七條第一項中「裁判所」を削り「処分ヲ爲シタル」を「処分アリタル」に「其ノ登記ヲ囑託スルコト」を「ニ於テ其ノ登記ヲ爲スコト」に改め、同條第二項中「裁判所」を削り「囑託スル」を「爲ス」に改める。
第三百八十八條第二項中「監査役」を「會計監査役」に改める。
第三百八十九條第二号中「監査役」を「會計監査役」に「第九十三條、第二百六十六條、第二百六十七條、第二百六十八條、第二百六十九條、第二百七十條、第二百七十一條、第二百七十二條、第二百七十三條、第二百七十四條、第二百七十五條、第二百七十六條、第二百七十七條、第二百七十八條、第二百七十九條、第二百八十條、第二百八十一條、第二百八十二條、第二百八十三條、第二百八十四條、第二百八十五條、第二百八十六條、第二百八十七條、第二百八十八條、第二百八十九條、第二百九十條、第二百九十一條、第二百九十二條、第二百九十三條、第二百九十四條、第二百九十五條、第二百九十六條、第二百九十七條、第二百九十八條、第二百九十九條」に改め、同條第五号中「監査役」を「會計監査役」に改める。
第三百九十條第一項中「監査役」を「會計監査役」に改め、同條第二項中「執達吏又ハ警察官吏」を「執行吏、警察官又ハ警察吏員」に改める。

「第六條、第七條、第九條、第三十七條及第二百四十九條」を「第九條及第三百三十七條」に改める。
第三百八十一條第一項中「監査役」を削り「三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一」を「發行済株式ノ總數ノ百分ノ三」に改め、同條第三項を削る。
第三百八十二條を次のように改める。
第三百八十二條 整理開始ノ命令アリタルトキハ直ニ会社ノ本店及支店ノ所在地ノ登記所ニ於テ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス
第三百八十六條中「監査役」を「會計監査役」に改める。
第三百八十七條第一項中「裁判所」を削り「処分ヲ爲シタル」を「処分アリタル」に「其ノ登記ヲ囑託スルコト」を「ニ於テ其ノ登記ヲ爲スコト」に改め、同條第二項中「裁判所」を削り「囑託スル」を「爲ス」に改める。
第三百八十八條第二項中「監査役」を「會計監査役」に改める。
第三百八十九條第二号中「監査役」を「會計監査役」に「第九十三條、第二百六十六條、第二百六十七條、第二百六十八條、第二百六十九條、第二百七十條、第二百七十一條、第二百七十二條、第二百七十三條、第二百七十四條、第二百七十五條、第二百七十六條、第二百七十七條、第二百七十八條、第二百七十九條、第二百八十條、第二百八十一條、第二百八十二條、第二百八十三條、第二百八十四條、第二百八十五條、第二百八十六條、第二百八十七條、第二百八十八條、第二百八十九條、第二百九十條、第二百九十一條、第二百九十二條、第二百九十三條、第二百九十四條、第二百九十五條、第二百九十六條、第二百九十七條、第二百九十八條、第二百九十九條」に改め、同條第五号中「監査役」を「會計監査役」に改める。
第三百九十條第一項中「監査役」を「會計監査役」に改め、同條第二項中「執達吏又ハ警察官吏」を「執行吏、警察官又ハ警察吏員」に改める。

第三百九十八條第二項中「第三百七十一條」を「第二百八十條ノ十五」に改める。
第四百四條第三号を削る。
第四百六條の次に次の一條を加える。
第四百六條ノ二 左ノ場合ニ於テ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ發行済株式ノ總數ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ハ会社ノ解散ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得
一 会社ノ業務ノ執行上著シキ難局ニ達シ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ジ又ハ生ズル虞アルトキ
二 会社財産ノ管理又ハ処分ガ著シク失當シテ会社ノ存立ヲ危殆ナラシムルトキ
第四百十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第四百八條の次に次の一條を加える。
第四百八條ノ二 前條第一項ノ株主總會ニ先チ会社ニ對シ書面ヲ以テ合併ニ反對ノ意思ヲ通知シ且總會ニ於テ合併契約書ノ承認ニ反對シタル株主ハ会社ニ對シ自己ノ有スル株式ヲ承認ノ決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル價格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得
第二百四十五條ノ三及第二百四十五條ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第四百九條第一号から第五号までを次のように改める。
一 存続スル会社ガ合併ニ因リ其ノ發行スル株式ノ總數ヲ増加スルトキハ其ノ増加スベキ株式ノ

總數、額面無額面ノ別、種類及數

二 存続スル会社ガ合併ニ際シテ發行スル新株ノ總數、額面無額面ノ別、種類及數並ニ合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ對スル新株ノ割當ニ關スル事項

三 存続スル会社ノ増加スベキ資本及準備金ノ額

四 合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ支拂フ為メキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定

五 各会社ニ於テ第四百八條第一項ノ決議ヲ為スベキ株主總會ノ期日

六 合併ヲ為スベキ時期ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第四百十條第一号から第四号までを次のように改める。

一 合併ニ因リテ設立スル会社ニ付第六十六條第一項第一号乃至第四号ニ掲グル事項、救済ノ株式ヲ發行スルトキハ其ノ種類及數並ニ本店ノ所在地

二、合併ニ因リテ設立スル会社ガ合併ニ際シテ發行スル株式ノ總數、額面無額面ノ別、種類及數並ニ各会社ノ株主ニ對スル株式ノ割當ニ關スル事項

三 合併ニ因リテ設立スル会社ノ資本及準備金ノ額

四 各会社ノ株主ニ支拂フ為メキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定

五 前條第五号及第六号ニ掲グル事項

第四百十二條第二項を次のように改める。

合併ニ際シテ發行スル新株ノ引

受人ハ前項ノ株主總會ニ於テ株主ト同一ノ權利ヲ有ス

第四百十五條中「監査役、」を削る。

第四百十六條第一項中「及第百五條乃至第百十一條」を「第百五條及第百八條乃至第百十一條」に改める。

第四百二十條中「監査役」を「會計監査役」に改める。

第四百二十五條中「ノ割當」を削る。

第四百二十六條第二項中「監査役又ハ三月前ヨリ引續キ資本ノ十分ノ一」を「發行済株式ノ總數ノ百分ノ三」に改める。

第四百二十八條第二項中「取締役又ハ監査役」を「又ハ取締役」に改める。

第四百三十條第一項中「第百二十八條、」を削り、同條第二項を次のように改める。

第二百三十一條、第二百三十七條、第二百三十八條、第二百四十四條第二項、第二百四十七條、第二百四十四條第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十八條乃至第二百六十一條ノ二、第二百六十三條、第二百六十五條乃至第二百七十二條、第二百七十四條乃至第二百七十六條、第二百七十八條、第二百八十二條乃至第二百八十四條及第二百九十三條ノ五乃至第二百九十三條ノ七ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

第四百三十一條第一項中「監査役」及び同條第三項中「及第三項」を削る。

第四百四十二條第一項中「第二

百三十九條第三項」を「第二百三十九條第三項第四項」に改める。

第四百五十二條第一項中「監査役」を削り、「三月前ヨリ引續キ資本ノ十分ノ一」を「發行済株式ノ總數ノ百分ノ三」に改める。

第四百五十三條中「監査役」を「會計監査役」に、同條第一号中「第百九十三條、第二百六十六條、第二百八十條、第三百五十六條」を「第百九十三條第一項、第二百六十六條、第二百七十七條、第二百八十八條ノ十三」に改める。

第四百五十四條第一項中「監査役」を「會計監査役」に改める。

第二編第五章を次のように改める。

第五章 創設

第四百五十七條乃至第四百七十八條創設

第四百七十九條を次のように改める。

第四百七十九條 外國会社ガ日本ニ於テ取引ヲ繼續シテ派サントスルトキハ日本ニ於ケル代表者ヲ定メ其ノ住所又ハ其ノ他ノ場所ニ營業所ヲ設ケタルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ外國会社ハ其ノ營業所ニ付登記及公告ヲ為スコトヲ要ス此ノ登記及公告ハ日本ニ成立スル同種ノモノ又ハ最モ之ニ類似スルモノノ支店ノ登記及公告ノ規定ニ從フ

前項ノ登記ニ在リテハ会社設立ノ準拠法並ニ日本ニ於ケル代表者ノ氏名及住所ヲモ登記スルコトヲ要ス

第七十八條ノ規定ハ外國会社ノ代表者ニ之ヲ準用ス

第四百八十一條中「前條第一項及第二項」を「前條第二項及第三項」に改める。

第四百八十一條を次のように改める。

第四百八十一條 外國会社ハ第四百七十九條ニ定ムル登記ヲ為ス迄ハ日本ニ於テ取引ヲ繼續シテ為スコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為シタル者ハ其ノ取引ニ付会社ト連帶シテ其ノ責任ヲ任ズ

第四百八十三條中「第三百八條及第三百七十七條第三項」を「及第三百八條」に「支店」を「營業所」に改める。

第四百八十四條を次のように改める。

第四百八十四條 裁判所ハ左ノ場合ニ於テハ法務總裁又ハ株主、債權者其ノ他ノ利害關係人ノ請求ニ依リ外國会社ノ營業所ノ閉鎖ヲ命ズルコトヲ得

一 營業所ノ設置ガ不法ノ目的ヲ以テ為サレタルトキ

二 正當ノ事由ナクシテ第四百七十九條ニ定ムル登記ヲ為シタル後一年以内ニ營業ヲ開始セズ若ハ一年以上營業ヲ休止シタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ支拂ヲ停止シタルトキ

三 外國会社ノ代表者其ノ他營業所ニ於テ業務ヲ執行スル者ガ法務總裁ヨリ書面ニ依ル警告ヲ受ケタルニ拘ラズ法令ニ定ムル会社ノ權限ヲ超越シ若ハ濫用スル行為又ハ刑罰法令ニ違反スル行為ヲ繼續又ハ反覆シタルトキ

第五十八條第二項ノ規定ハ前

項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百八十五條第一項中「又ハ第二項」を削り、同條第三項中「支店」を「營業所」に改める。

第四百八十五條の次に次の一條を加ふる。

第四百八十五條ノ二 外國会社ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ日本ニ成立スル同種ノ又ハ最モ之ニ類似スル会社ト看做ス但シ法律ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四百八十六條中「株式合資会社ノ業務ヲ執行スル無限責任社員、」を「若ハ株式合資会社」及び「第二百七十二條第一項」を削り、「監査役」を「會計監査役」に、「二百円」を「五十万円」に改める。

第四百八十七條中「五十万円」を「三十万円」に改める。

第四百八十九條中「五十万円」を「三十万円」に、同條第一号中「又ハ資本増加ノ場合ニ於テ株式總數」を「ニ際シテ發行スル株式總數」に、「第四号乃至第七号」を「若ハ第二百四十八條第二号第三号」を「若ハ第三百八十條ノ二第二号」に改め、「株金ノ」を削る。

第四百九十條第一項中「五十万円」を「三十万円」に改める。

第四百九十三條第一項中「三千円」を「二十万円」に改める。

第四百九十四條第一項中「千円」を「五万円」に改め、同條第二号中「及第五章」を削り、「資本ノ十分ノ一」を「發行済株式ノ總數ノ百分ノ三若ハ十分ノ一」に改め

九

る。
第四百九十七條中「株金」を削り、「千円」を「五万円」に改める。
第四百九十八條中「監査役」を「会計監査役」に、「五万円」を「三十万円」に改め、「若ハ株式合資会社」及び「第二百七十二條第一項」を削り、同條第三号中「閲覧」を「閲覧若ハ隱匿」に、同條第九号中「第三百一一條第二項、第三百五十條、第三百六十條第一項、第三百六十六條第一項又ハ第四百六十條第二項」を「第二百八十條ノ六、第二百二十二條ノ四、第三百一一條第二項又ハ第三百四十一條ノ三第一項」に、同條第十号を「十 創除」に、同條第十五号中「第二百二十六條第一項、第二百七十七條第三項」を「第二百二十六條第二項」に改め、同條第十九号中「株主表」を削り、同号中「帳簿」の下に「第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」を、同條第二十号中「第二百八十二條第一項」の下に「第二百九十三條ノ五第一項」を、同條第二十一号中「第二百八十八條」の下に「第二百八十八條ノ二」を加え、同條第二十九号中「又ハ第二項」を削り、同條に次の一項を加える。

過料ニ処ス
第七百二條第二項中「及ビ株式合資会社」を削る。

附則

この法律施行の期日は、政令で定める。但し、その期日は、昭和二十六年七月一日後であつてはならない。

○牧野政府委員 ただいま議題になりました商法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

現行商法は明治三十二年に制定せられ、昭和十三年の大改正を経て現在に至つたものでありますが、終戦後わが國の政治、社会、経済の各般にわたつて、著々その民主化が実現せられつつあります。これは御承知の通りでありまして、國民の経済生活、ことに企業に密接なる關係を持つ商法の分野におきまして、その改正が考慮せられなければならぬことは当然の趨勢であります。一昨年七月まずその一端といつたしまして、法律第四百八十八号をもつて、株式会社について株金分割拂込制度が廢止せられました。これは経営者の恣意的な支配の制限と、投資大衆の保護とを目的としたものであります。が、反面これによつて会社は自己資本のブールを失ひ、その限度におさまつて、資本調達に便を失ひに至りま

したことも、またいなみがたいところでありま。政府といはしましては、すでに当時からこの欠点を補ひ、会社

の資金調達の便宜をはかるための法的措置の必要を認めていたのであります。企業資金、ことに自己資本の調達を容易ならしめるということは、現下のわが國の産業復興にとりまして不可欠の要請とされるところであります。が、財源確保以後は、企業資本は広くこれを大衆の投資に仰ぐこととなりますので、この資金調達の便宜の問題は、同時にこれらの投資大衆、株式会

社について申しますれば、株主の保護のため配應を必要とするのであります。政府はこの資金調達の便宜と株主の保護との観点から、この際株式会社を中心とする現行商法の規定に全面的検討を加える必要ありと考へまして、英米に行われております資本調達に便宜なオートライズド・キャピタル・システム、いわゆる授權資本制度及びノン・パーストック、すなわち無額面株式の制度並びに一般株主保護の方策を考究することとした。一昨年五月当時の法務庁に商法改正準備調査会を設けまして、学界、実業界、官界の学識経験者を委員にお願いし、調査を進め検討を重ねました。末、法律案要綱作成の運びに至りましたので、昨年八月十三日、これを公表いたしました。ともに、朝野の権威者を委員として、同年六月新たに発足いたしました法制審議会にこれを諮問いたしました次第であります。

法制審議会におかれましては、特に審議の慎重を期せられるため、商法部会を設け、部会にはさらに小委員会を設置の上、要綱発表以後広く学界、実業界等より寄せられました多数の御意見を十分参酌しつつ、慎重審議されまし

た結果、原要綱に若干の重要な修正を加え、昨年十二月二十三日商法の一部を改正する法律案要綱修正案を答申されたのであります。よつて政府は、この修正案に基づき、法務府におきまして、鋭意審議立案いたしました。本年一月下旬立案の完了を見、過日商法の一部を改正する法律案として国会に提出し、本日ここにその御審議を願うことと相なつた次第であります。

以上がこの法案の立案の趣旨及び經過の概要であります。次にその内容の要点を御説明申し上げます。まず、この改正案は、株式会社につきま

して、いわゆる授權資本制度及び無額面株式の制度を採用いたしました。会社の資本調達の便宜をはかるとともに、株式の譲渡性、新株引受権、株主の決議権、株主の書類閲覧権、取締役の責任、少数株主の保護、外国会社及び罰則等に関する現行商法の規定に改正を加えたものであります。この法案において採用いたしました授權資本制度は、大陸法系の株式会社の基本原則の一であります。資本確定の原則に修正を加え、会社の設立に際しては、必ずしも資本総額に當る株式の引受を要するものとせず、総株式数の四分の一以上の引受け拂込みによつて、会社は成立するものとす。その余の株式につきましては、会社成立後、そのときどきの資金の需要と経済情勢に応じて、原則として取締役がその権限におきま

して、必要とする数の株式を発行し得る制度であり、無額面株式の制度は、株式が企業に対する均等な比例的持分であるという性質に着眼いたしまして、従来の額面株式のほかに、券面額の定めのない株式、すなわち発行価格

が券面額に拘束されることのない株式を、市況に應じ公正な価額で発行し得るものとする制度でありまして、ともに会社資本の調達にきわめて大なる利便を提供するものであります。このように、授權資本制度のもとにおきましては、会社は現行法における複雑な増資手續によることなく、取締役の裁量により隨時株式を発行して資金を獲得し得るという利便があらはれますが、他面におきまして、取締役の権限はすこぶる大となり、企業の興廢は一に取締役の良識と材幹とにかかるとなるとな

りますので、改正案は、新たに合議体たる取締役会の制度を採用して、企業の経営方針は、原則として取締役会の専決することとし、この決定に基づき、代表取締役が業務の執行を担当することとした。これに伴つて監査役制度を廢止して、監査役による業務監査をやめ、ただ会計の監査のために新たに会計監査役を設けることとしたのであります。また取締役の職責のきわめて重要なものにかんがみまして、その選任及び解任につきましては、その要件を嚴重にし、かつ取締役の責任を明確にいたします。ともに、株主に対しまして、直接取締役の越權行為を阻止し、その責任を追究する道を開くこととした。また、

改正案は、さらに前に申し上げました一般の投資大衆保護の要請に應ずるため、一般に株式会社機構の民主化、株主の權利の強化をその重要な改正点としたしておりますが、そのうち特に重要な点を申し上げますと、一、投資の回收を容易ならしめるため、定款による株式譲渡の制限を禁止し、かつその方式を明確にする

と、

と、

と、

と、

と、

と、

と、

と、

と、

と、

と、

ともに、株式の名義書きかえを容易ならしめたこと。

一、定款による議決権の制限を認めないものとしたこと。

一、株主の会社企業に対する関與の機会を確保するため、通常総会の定数につき規定を設けますとともに、特別決議を慎重にいたし、その決議要件を厳格にいたしましたこと。

一、少数株主の資格を緩和いたしましたこと。

一、少数株主の希望する者の中から取締役を選出し得るようにするため、取締役の選任について、株主の請求により、いわゆる累積投票の方法によるべきこととしたし、定款をもつて累積投票制度をとらない旨を定めることはさしつかえありませんが、この場合におきましても、発行済株式の四分の一以上に当る株式を有する株主から請求がありますれば、累積投票によらなければならぬこととしたしております。

一、取締役は、決算期ごとに会社の業務及び財産に関する明細書を本店及び支店に備え置くことを要し、株主はいつでもその書類の閲覧、謄写をなし得ることとしたし、かつともな、発行済株式数の十分の一以上に当る株式を有する株主は、いつでも会社の会計帳簿及び書類を閲覧、謄写できることとしたし、取締役は、株主の請求が権利の濫用にわたらぬような特定の場合においては、その請求を拒絶できるものとしたこと。

一、取締役が会社の目的の範囲外を行爲または法令違反の行爲をいたし、これによつて会社に回復すべき利益を損害を及ぼすおそれのある場合、及び取締役が不正な株式発行によつて株主に不利益を與える場合には、株主はその行爲のさし止めを請求することができるといたしましたこと。

一、従来の少数株主の請求による訴えの制度を廃止し、株主が会社のためみずから取締役の責任を追究する訴えを提起することができるようになりましたこと。

一、合併、営業譲渡等の場合において、これに反対する株主は、一定の手続に従い、会社に対して自己の持株の買取りを請求することができるようになりましたこと。

一、株主間の対立抗争、あるいは会社財産の管理処分等著しい失当等のため、会社の運営が停頓状態に陥り、その続行が不能または不適当な場合に、発行済株式数の十分の一以上に当る株式を有する株主は、会社の解散を裁判所に請求することができるようになりましたこと。

一、外国会社に関する現行商法の規定は、外国会社に適用するものとして、その整備をはかつておりまして、外国会社は他の法律、たとえば税法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法律の適用につきましては、原則として内国会社と同一の地位を有する旨の一般規定を設け、その法律上の待遇を明らかにいたしますとともに、日本において外国会社が継続的に取引を行うには、必ず営業所及び代表者等の登記をしなければならぬこととしたしております。

以上申し上げましたところから見られますように、このたびの商法改正に

おきましては、授権資本制度及び無額面株式の制度の採用といひ、株主の書類閲覧権その他の規定といひ、従来の大陸法系の会社法から英米法系の会社法への転換が企図せられていたのであります。異なる法制的地盤におき立ちましたこれらの制度の採用に当りましては、いかにすれば社会事情、経済状況に差異のあるわが國の事情に最もよく適合するかは、特に慎重な配慮を要する点でありまして、政府といたしまして、要綱草案につきまして、広く一般の批判を求め、また法制審議会の御審議にあたりまして、特にこの点に意を用いられ、実業界その他の御意見を十分しんじやくされましたことは、さきに申し上げた通りであります。

一、改正案は、この点におきまして、よくわが國情に合致するものと存するものであります。

一、本改正案の施行につきましては、政令をもつて明年七月一日以前の日を施行の日として定めることとしたしておりますが、本改正案は、現行会社法に根本的な改正を加えておりますので、幸い御可決を得られれば、一日も早く改正法律の周知徹底をはかる必要がありまことに、その施行のためには、別に改正法律の施行に関する法律、非訟事件手続法、有限会社法及び関係法令の整備に関する法律等を立案いたさねばなりませんので、これらの事情も含みいただきまして、何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたす次第であります。

○角田委員長代理 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑の通告がありますから、これを許します。

す。門脇勝太郎君。

○門脇委員 たいだいま提案になりました商法の一部を改正する法律案に関連しまして、二、三の質問をいたしたいと存じます。現在の経済情勢下におきまして、株式会社の立場はきわめて重大でありまして、ほとんど経済界の基礎をなしておる現状であるのであります。従つてこれが改正された今後の動向に関連しまして、経済界の興隆に密接不可分の影響をもたらすものであります。この点につきましては最も慎重審議を要する次第であります。つきましては今回商法の一部改正ということになつておりますが、内容がなか／＼浩翰でありまして、相当広汎にわたつておるようであります。その法理的な点につきましては、法務委員諸君よりそれ／＼慎重御審議があることと存じますので、通盤委員側としましては、実際の運営に関連します面を中心として、立案当局の御意向、御説明を拜聴いたしたいと思ふ次第であります。

まず、第一に商法と密接不可分の関係にあります会社等臨時措置法についてお伺いしたいと存じます。御承知のように会社等臨時措置法は昨年一月十日限り廃止されたのであります。ところが、一部必要規定につきましては、ボツダム勅令による政令及びその後法律をもつて昨年十二月三十一日までその効力を延長せられたのであります。しかして現在では失効のままに相なつておるのであります。これに関連しまして、運用上に種々の不都合を生じておるような次第であります。なかんずくはなほだしいものは、株主総会の特別決議にかかると定定数の問題でありまして、会社等臨時措置法廃止の結果、現

行商法によつて実施されることとなり、これがため会社の運営上著しい支障を生じ、かつ過重の負担をこうむつておるのであります。すなわち本法案第三百四十三條によりますと、出席したる株主の議決権の三分の二以上にじ、かつ発行済み株式の総数の過半数に当る多数をもつてするということになつております結果、発行済み株式総数の四分の三を越える多数を要することとなり、現行法に比してあまり緩和せられていない。かくのごときは会社経営者にとりまして、現状に照してあまり苛酷ではないかと存じます。よつてこの第三百四十三條第一項を、出席したる株主の議決権の過半数にして、かつ発行済み株式の総数の過半数に当る多数をもつてこれをなすというように修正することを私も希望するものであります。これらに関連しまして御質問申し上げます。

○岡田政府委員 特別決議の運用につきまして、実業界からいろいろの御要望がございまして、私もよく承知いたしております。ことに現下株式が大衆の間に分散いたしました状態におきましては、現行法に規定いたしておりますように、総株主の半数以上が出席するということは、はたは困難でありまして、また實際上その必要もないのではないかと考へる次第であります。改正法律案におきましては、総株主の半数以上の出席という要件は排除いたしましたかわりに、ただいま門脇委員がお示しになりましたように、発行済み株式の総数の過半数に当る多数をもつて決議をする。しかもその過半数の決議が、出席したる株主の議決権の三分の二以上に当らな

ければならないという、かなり重い要件を定めたのでございますが、特別決議の対象となります事項のきわめて重要なことにかんがみますると、この程度の要件はやむを得ないことではないかと考える次第でございます。私どもがこの議案を起案いたしましたにつきましては、アメリカにおきます制度、あるいはイギリスにおきます制度も多少検討してみただけでございますが、アメリカの州法におきましては、大部分の州におきまして、発行済み総株式数の三分の二以上または過半数という要件を定めているのでございまして、この要件は決して重きに過ぎるとは考えないでございまして、イギリスにおきましては、総株主の四分の三というふうな要件を規定しておる例もございまして、少くとも会社の組織、あるいは定款、あるいは合併といったような重要な議案を決定いたしましたものに、発行済み総株式数の過半数の多数の賛成を得るというところは当然ではないかと考えるのでございまして、三分の二以上と申しますのは、これは重大な決議にしまして、行われておるところでございまして、この要件を過半数に下げることとは適当ではない、かように考えます。発行済み総株式数の過半数を得ることは、現在のように株式が分散いたしておりますと相当困難もあらうかと考えますので、三百四十三條の第二項におきまして、仮決議の便法を認めた次第でございます。万やむを得ないときには、この仮決議の方法によりまして、決議を行うことができる次第でございますから、三百四十三條は、規定といたしましては、まず妥当な規定ではなからうかと考える次第でございます。

す。
○門脇委員 いろいろ外国の例等も参酌されました御説明があつたのでありますが、日本の株主の現状は、そういう外国の例の境域にまで認識がまだ引上つておりませんので、先ほど私が一応私案を申し上げましたように、出席したる株主の議決権の過半数というふうな修正をするということに、一応お考えを願うことをこの機会に申し上げておきます。

第二には、本法案と関連する附屬法令の問題についてであります。本法案によつて画期的な改正を断行せられんとするにかかわらず、基本法たる本法和密接不可分の関係がある付屬法令が提出せられていないのであります。かくては本法案審議上遺憾の点が多々ありはせぬか、これが付屬法令提出に關する準備の進捗状況並びに本法案の最終施行期日との時期的関係等について、御意向を伺いたいと存じます。

○岡田政府委員 本法律案につけ加へまして、施行に關する法律案、あるいはそのほかの關係法令も整備いたして國會に御提案いたしたいと考えたのでございまして、法制審議會の審議が予想以上に長期間を要しました点と、この法案がきわめて重大な改正を包含いたしておりますので、あるいは國會におかれましては慎重御審議の上、場合によりましては相當なる修正もあるのではないかとすることも考えられましたので、まずとりあへず本法律案を確定いたしました上、關係法令を整備することがより適当ではないかと考えまして、とりあへず本法律案を提案いたしました次第でございます。もつとも施行の期間につきましては、提案理由で

御説明いたしましたように、昭和二十六年の七月一日までに施行するということになつておりますので、本法律案が本國會におきまして幸ひ可決せられますならば、さつそく關係法令を整備いたしまして、次の國會には必ず提案いたしたいと考えておりますので、施行の上にはさしたる支障を生じないだらうと考えるのであります。

關係法令といたしまして最も重大な法令は、施行法でございますが、施行法の構想につきましては、私どもの方では目下検討いたしております。あるいは草案程度のものを速からずひろうりできるのではないかと考えております。構想といたしましては、なるべく現在の株式会社のあり方をそのまま尊重いたしまして、現存のものなるべく変更を加へることなしに、そのまゝ存続いたすように、この改正法案におきまして施行規定とされておる点につきまして、適当な調整を加へるといふふうな方針で起案いたしておる次第であります。

○門脇委員 第三の質問であります。これは資本金に關します制限額をきめてはいかがであるかという点であります。本法案第二百二條によつて、額面株式の最低発行価格は、従来通り一株二十円と規定せられておりますが、資本金に關しましては何らの制限がないのであります。一定限度以下の小規模資本を認めることは、株式会社の信用を保つ上からも、また脱税目的等のために悪用せられることを防止する上からも、その他種々の観点からいへば、弊害があるのではないかと考えられます。よつて一定限度の最低額をきめるといふことが妥当ではな

いかと考えるのであります。これに對していかようにお考えになつておるか。また本法案と有限会社法との關係はどうなつておるかということについて伺ひたいとします。

○岡田政府委員 ごもつともなお尋ねでありまして、私どももいたしまして、有限会社との調整を考え、株式会社の形態によるところの企業は、ある一定限度の資本を有することを條件としたすべきではないかと、これも考えたのでございまして、現在の会社の状況を検討いたしてみます。に、お手元に差上げたかと存じますが、会社統計表でございまして、二十一年の統計でございますが、少し古いかもしれませんが、昭和二十一年當時におきまして、資本金が二十万円未満のものが株式会社の総数のうち八一・五％という非常に大部分を占めておる次第でございます。従ひまして、かりにこの資本金を二十万円以上の会社といたしても、現在あります大多數の株式会社というものが、株式会社にたつたところの状況になります。もしかりに現行の株式会社のままに認めまして、改正法律案施行後の会社につきましても、一定の資本を有する企業を株式会社といたすということになりますと、現存の株式会社との間にあまりにはなだしい均衡を失するということにもなりますので、これをむしろ法律上の制限とはいはしません。企業を發起せられるところの發起人、あるいは会社の自治にまかせることが適当ではないか、なるべく株式会社にいうものは大企業形態の企業において採用せられることが適当であり、家族的な、あるいは同族的な、組合的な企業

は合名会社もしくは有限会社という企業形態を採用せられることが適當ではないかと考えます。これは法律で強制いたしますよりも、むしろ企業者の方で自主的に決定せられるということが適當と考えまして、このたびの改正案には株式会社の最低資本額あるいは最低発行総株式数というものを法定いたさなかつた次第であります。このたびの改正案で特に問題になります点は、株式の譲渡制限を禁止いたすという規定でございますが、そういたしますと、現在この家族的な、あるいは同族的な会社というものが、場合によつては組織変更をしなければならぬではないか。組織変更をいたします場合に、最も近似した組織といたしますと、有限会社であらうかと考えます。従ひまして、株式会社がから有限会社に組織に組織変更ができるように、有限会社法に適當な改正を施したいと考えております。

○門脇委員 第四の質問は、端株の整理に關する件であります。現在の状況は、いずれの会社も零細株主が多数を占めて、しかもその中には極端なる例として、住所不明の者も少くない。こういつたような事情であります。たゞ、總會の招集あるいは増資その他に關しまして、会社側のこうむる不便不利というものが非常に大きいのであります。こういつたことは資本調達の上から言ひまして、ほとんど意味をなさぬのであります。さらに本法案第二百六十七條によりまして、一株の株主さえも会社に對する訴訟提起の対象となり得ることに相なつておるのであります。また株主側から申しまして、いわゆる会社荒しの目的のために利用

する等のものはともかく、ほとんど配当もなく、かつ端株の買手が現在実際的には不可能になつておるといつたよう今日事情におきまして、これらの端株整理のために株式の併合を断行する必要があるであります。しかるにその手続については、現行法のままでは全株主の同意を要する関係上、実際問題としては、ほとんど不可能に近いのであります。時勢に即応するよう株式併合手続の緩和について考慮されておるのであります。この点を御伺いしておきたい。

○岡政政府委員 上場株式の売買の情報を承つてみますと、大多数百株単位で今日行われておるといふようなこととございまして、なるべく端株という問題につきまして適当な措置を講じたいものと考えております。これもお手元に配付した資料でございまして、券面金額別の株券数というものが、あるいは登録指定法人の株式分布状況調というのを見ますと、百株未満の株式、一株券、二株券、五株券、十株券、五十株券といったような株券が相当多数でございまして、商法の現在の建前でただちに端株というものを措置するといふことはいかかかと考えまして、株式併合に関する特別な規定は設けなかつた次第でございまして、門脇委員の仰せのように、業界においても相当この端株は御苦心のようでございまして、なるべく早い機会におきまして特別法を制定いたしまして、端株の処理を円滑にいたすことができるような措置を講じたいと考えております。

○門脇委員 第五にお伺いしますことは、いわゆる会社荒しの防衛の問題についてであります。前四項で申し上げ

ましたように現行法により資本金総額十分の一の制限が撤廃されまして、一株の株主でも取締役に対する訴訟提起ができるということに相なるのであります。また現行法第五十九條、第六十條、第六六條を削除する結果、提訴に際しまして担保提供の義務は免除せられるということになつております。また第七七條削除のため裁判所の自由裁量による棄却も不可能に相なつております。また本法第二百六十八條ノ二によりまして、悪意のあることが立証せられない限り、こういつたことは非常に裁判上デリケートな問題であります。敗訴した場合、会社に対して損害賠償の責めに任じないこととも相なつております。これら一連の條文によつて会社荒しに乘ぜられる危険性が著しく増大したように感ぜられるのであります。これに對しまして適当な防護措置が講ぜられない限り、株式会社によるところの経済上の今後の発展に非常な悪影響を及ぼすものと考えますが、この点につきまして御意見を伺ひたいいたします。

〔角田委員長代理退席、委員長着席〕

○岡政政府委員 きわめてごもつとものお尋ねでございまして、深く敬意を表する次第でございまして。このたびの法律案におきまして、私どもは特に苦心いたしました申しますか、苦慮いたしました点は、正当な株主の権利を保障すると同時に、悪意ある不当な株主の権利行使をいかにして抑制するかという問題でございまして。現行法におきましては、ただいま御指摘のように、原告に担保提供義務を認めるといふことによりまして、訴え提起を濫用せられ

るというものを防ぐという措置を講じておることは御指摘の通りでございまして、担保提供をいたさずすることによりまして、被告たる会社あるいは取締役の訴訟費用、あるいは損害賠償の請求について一つの保障が與えられるという作用がありまして同時に、原告の濫訴を防ぎ得るという効果があることと考へられますが、無資力な株主に對して、事実上訴え提起の機会を奪うきわめて危険な圧制的な効果を生ずる、少くとも民主主義的な法律体系のもとにおきましては極力防止しなければならぬような、非常な遺憾な結果が生ずるというところもまたございまして、アメリカにおきましては、たゞいま御指摘の代表訴訟は多少濫用せられる傾きがあると見えて、一九四四年のニューヨークのゼネラル・コーポレーション・ローの改正によりまして、原告が社外株と申しますか、発行済み総株数とは多少意味が違ひますが、いわゆるアウト・スタンディング・シェアーズの五割以上の株主であるか、あるいは原告の有する株式が、市場価格五万ドル以上の株式である場合は、訴訟費用に對して担保を提供する義務を原告に命ずる規定を設けたのでございまして。これはニューヨークの商工会議所の提案によりまして、さような規定を設けた次第でございまして、他の州におきましても、この規定にならぬままに、担保提供義務を認めた州法もございまして、この担保提供義務を規定いたしましたニューヨーク州法は、学界及び一般から、きわめてデインジラスなオブレッショナル・アンド・ディストラクティブ・トリーナキ

ヤラクターを持つておるものとして、非常な論議を招いたのでございまして。さような経緯がありまして、少くとも日本のあるべき新しい姿としての株式会社が、財乏しいがために許されないといつたような立法をとどめず、御指摘のように担保提供に関する規定は、全部削除した次第であります。しかるに、これは先ほども申し上げましたように、一方においては悪意のある株主に權利濫用の機会を與えるという効果もまたこれは否定し得ないのであります。この点については、裁判所は公正なる判断によりまして、その權利行使を必ず適法に判断せられると、私どもは期待いたすわけでございまして。この点のみならず、新憲法下における諸般の立法を見ますと、法の支配というものが強く要請されるのでありまして、その法の支配は、究極するところ裁判所による司法作用によりまして担保されるのでありまして、權利濫用がそのままに放擲されることは絶対ございまして、結局その權利濫用は裁判所において阻止される。そうして正しい權利主張のみがそこで認められることになりまして、多少の不自由なうかとは思いますが、究極において、法の支配というものを實現するといふことが許されるわけでございまして、そのことを考えれば、担保提供義務を排除したことはさほど危険なことではない。かように考えたわけでございまして。

次に裁判所の裁量による請求棄却の規定を削除した点でございまして、規定を削除した点でございまして、が、これは裁判所におけるさような公正賢明なる判断あるいは裁量権を否定する趣旨におきましてこの規定を削除したわけではありませんが、裁判所は諸般の事情を明察せられまして法規の適当なる解釈によりまして、きわめて輕微なる瑕疵を理由とするような主張、事案全体から見ますとまづたぐ理由のない主張でありまして、場合によっては、裁判所は解釈問題として適当に措置せられる道はもとより残されてゐるわけでございまして、現行法にありまざるような、きわめて法規の解釈の範圍を逸脱して、裁判所があたかも事案に對する自由裁量権を持つたかのごとき印象を與える百七條の規定を不適当と認めて、これを削除した次第でございまして。

○門脇委員 るる御説明がありまして、この会社荒しに對する防衛に関する件につきましては大體了承したのでありますが、経済界がこの新改正法案に對しまして一番憂慮しておられますことは、ただいま申し上げました会社荒しに關連する問題でありまして、この改正法案があまりにも少数株主に對して權利を尊重され過ぎてゐる。これは法理論的にはまことにけつこうなことであるかと存じますが、現在の日本の情勢といたしましては、各会社に對するところの批判機關といたしましては新聞雜誌等が相当多数にありまして、絶えず社会的に相當嚴格な監査がされてゐる。また場合によつては司法権の発動もあるものでありますから、こゝういつたような、從來特に各大会社が悩まされてゐるところの会社荒しを一層跋扈せしめるがごとき原因になるよ

うなことは、これはつとめて防止されるべきである、こう考えます。先ほどの御答弁で大体了承したのであります、が、再考されんことを希望いたします、以上をもつて私の質問を終ります。

○花村委員長 田代文久君。

○田代委員 この一部改正法案は、非常に簡単なことのようにも見えますけれども、実は日本の産業経済に対して、強く申しますならば根本的に重大な内容を持つておられることは、実際に経済に携わつておられる人々が言つておる通りであります、たとえ松本丞治氏その他、そういう権威筋でもこの商法に対して反対しているというふうな実情であります。実際にこの法案を改正されるにあたりまして、日本の経済産業界の実情を十分見られた上で、現在の実情からいって、こういう改正をどうしてもしなければ、日本の産業の発展は望めないという、日本の国情の必然性から、こういう改正案となつたかどうか。実際、現在これだけの大法を急遽通過させなければならぬという実情であるかどうかという点を、まず御質問いたします。

○岡田政府委員 ごもつともなお尋ねでございます。私どももいたしましては、あとより実情の希望も承るようにはいたしましたし、また多少不足ではございましたけれども実情も調査いたし、最後におきましては法制審議会の御検討をお願いしまして、まず適当であらうという御答申がございましたので、国会に提案いたしました次第でございます、時期尚早でもなし、また不用意な提案でもないとは考へておる次第でございます。この敗戦後における

わが国の産業を振興いたしまするために、企業の中核と申しまするか、重要な部分を占めます株式会社というものに検討を加へることは、当然のことと考へるのであります、が、企業における最も重要な問題の一つは、資金の調達という面ではなからうかと思ひます。ところが、現行法によりまして、株金分割拂い制度が廃止された後におきましては、自己資金の調達は増資以外にはまったく方便がございせん、これは産業界においても困りのようでございます。しばしば申し上げました点でございますが、株金分割拂い制度を廃止いたしまする法案を研究いたしました際に、各方面の御意見を聴取いたしましたところ、東京商工会議所、生命保険協会、損害保険協会、東京銀行協会、持株整理委員会、証券取引委員会、あるいは通産省等から、その欠陥を補充する方法として、アメリカに広く行われておるこの授権資本制度を採用することがきわめて至当であるというふうな力強い御意見もございましたので、私どもは安んじて研究に着手いたしました次第でございます。法制審議会の産業方面の専門家の御意見を承りまして、授権資本制度はぜひ早く採用していただきたい。実は現在、現行法の場束手続というものがきわめて煩瑣で、会社に無用な費用と手数をつけている。これを修正していただくことは、会社における資金調達に非常な利便を提供するので、何とかこれを措置してもらいたい。株主総会招集についても、きわめて莫大な費用を要することは、私ども最近つまびらかにすることができたのであります、ことに増資が特別決議

であることは、増資の前に特別決議によつて増資の決定をいたさなければならぬと同時に、さらに今度は報告総会を開かなければならぬという二重の手間があるので、これは非常に会社にむだな手数と費用をかけておる。これが授権資本制度の採用によりましてきわめて合理的に、しかも弾力的に行われることになりまして、私はこれは日本の企業復興に大いに役立つものではないか、かように考へるものでございます。

次にこれに関連いたしました、授権資本制度を採用いたしますと、必然的に取締役というものの権限がはなはだ強化されるのでございます。従ひまして取締役会を法定すること、あるいは取締役の選任、解任について、適当な法律上の措置を講ずること、あるいはその責任を強化するということも、これは当然のことではないかと考へておるのでございます。それから従前のように、大企業が財閥によつて経営せられて、大株主を中心として企業が行われていたという状態におきましては、あるいは現行法でもよろしいかと考へますが、これもお手元に配付いたしました資料で、十分御検討願へることと思ひますが、日本における重大なる産業が、国民大衆によつて支持されると申しますか、株主が国民の各界に分散されつづつあるというこの現実の事実を考へますと、少くとも投資家としての株主に、十分法律上の権利擁護の機会を與へる。あるいは強き権限を有する取締役の職務執行に對して、適當なる共益的監督権を與へるということも、これは適當な措置ではなからうか。先ほど門脇委員の御指

摘になつたように、権利濫用につきましては、また大いに考慮しなければならぬと思ひますが、少くとも株主の権利を保障するということが、大衆の間に株式が分散するために、必要欠くべからざる措置である、かように考へますと、やはりこの点も何とか適當な措置を講じなければならぬ、かように考へた次第でございます。従ひまして私どもが取上げました問題は、現下の日本の経済復興に即應いたしまして、日本の経済復興に役立つ新しい株式会社あり方というものを實現するためには、必須のことと考へて立案いたしましたのでございまして、決して時期尚早ではなからうと、かように考へておる次第でございます。

○田代委員 そういたしますと、大体この法案を立法されるにあたりまして、産業界各界の意見を聞いた、その結果としては、各界とも大体こういう法案の改正がむしう望ましいという結論が出たということになるのであります。

○岡田政府委員 さようでございまして。ただ門脇委員もさつきお尋ねになりましたように、あまりに強き共益権的な権利を株主に與へることは、悪意のある株主に権利濫用の機会を與へる。この点がはなはだしく心配であるという趣旨の御意見をしばしば承りましたけれども、授権資本あるいは取締役会の権限強化、そのほか株主の権利の強化も、理論として、あるいは理想としては、きわめて至当である。ただ悪意ある不当なる株主の権利濫用について、適當なる措置を講じてもらいたい。これが非常に強い要望であつたのでございます。

○田代委員 お話でございますが、どうも私はそのようには考へないし、またそのように伺つておるのであります、が、この法案に對して賛成されるという業界の方があつたとしまして、それは一部のきわめて大きな資本を持つておられる方々じゃないだろうか。それで御説明では、大体全産業界がそういう、たとえば会社荒しというふうな面で危惧されるだけで、他は全面的にこれを支持され、あるいはむしろこれが実情に即するものとして、早くつくつてもらいたいというふうな御意見だといふように受取れますけれども、實際はそのように――私は各界の一部の人の意見は聞きました、が、そういうふうではないので、相当反対が強いのであります、なおまた一面から申しますと、外国の資本が日本の経済産業を支配する道が開けて、その点で非常に危険じゃないかということも言われておりますし、また事実私たちはこの点に對しまして、大危険を感じる次第であります。なお申しますと、こういう法案が實際の日本の実情に立脚して、日本の心から出た、どうしてもこういうものをつくらなければならぬという考へから出たのではなくして、むしろ外国の力によつて、こういうものをつくるべしというふうな、そういう線のために出たのではないかと、そういう疑念を多分に持たれるのであります、が、そういう点に對する御意見を承りたいと思ひます。

○岡田政府委員 本法律案がかりに実施いたされますならば、アメリカの法制が多分に取入れられてゐる關係上、アメリカの業界に對しましては、日本に對して投資するという機会と申しま

すか、安心感を強く與えるという点はあるかと思ひます。しかしこの法律の改正によりまして、非常に外資が導入されやすくなつたとすく言ひ得るかどうかといふことにつきましては、その点私十分の経験を持ちませんので、少し出過ぎたことになるかも知れませんが、多少の利便は提供するのであらうけれども、この法律の実施によつて、たゞちに外資が入り得るといふことは、むしろ言えないのではないかと。外資が入るから入らないかは、経済上あるいは政治上のそのほかの條件によるのでございまして、この法律は、体系としてしましてはアメリカに非常に近いために、アメリカ資本が安心して入り得るといふふうなことは言えるとは考えますが、それ以上のことはあまり期待できないのではないかと考えます。

日本の産業復興のために外資がある程度必要であることは、これは言うまでもないことと思ひますが、外資に關しましては、他の外國為替管理法とか、あるいはそのほか一連の外國人の経済活動に關する法律によりまして、適当な措置を講ずることができまするならば、ただいまお尋ねのような心配な状況は、適当に阻止されるのではないかと考えます。

またこの法律案は、關係方面から非常に強い要望があつたために、まつたくそのために立案したのではないかと、いろいろな御趣旨に拜承したのでございしますが、關係方面から非常に有力なる勧告と申しますか、御意見が私どもに示されたことは事実でございますけれども、われ／＼事務当局といたしましても、あるいは法制審議會におきましても、十分自治的に検討いたしたの

でございまして、必ずしも外國と申しまするか、外部の勢力によつて、いやながらむりにつくり上げた法律案といふものではないといふことを、はつきり申し上げたいと存じます。

○田代委員 今の説明は、はなはだ私には十分で納得できないのであります。この外國資本の投資の機会を十分に與へ、安心感を與へ、そしてまたそれによつて外資がどんどん入るわけではないから、別に外國の資本が日本の産業界を支配するといふようなことに對する危険を、考えられる必要はないのではないかと、いふ御見解でございますが、現在に於いては増資にしましても、それが非常に困難になつておる。がしかしこれは單に外資が入るとか入らぬとかいふことは、この法案だけによつて決定するのではなくして、實際現在政府の取つておられます経済政策、日本の産業經濟に對する考え方といふものは、全面的に各法案を通じて出て來ておるのであります。つまりその中の一つの積極的な立法としてこれが現れておる。私たちが通商産業委員會へ出まして、その中で審議され、あるいはまた強引に通過されておるいろいろな法案が全部こゝういふ形で出て來まして、結局日本の經濟、日本の産業をいかに育成するかといふような点より、むしろ外國の資本をいかに擁護するかといふような点が全面的に出ております。たとえばこゝういふ法案が出ることにによりまして中小企業といふようなものはどうなつて行くか、これは門脇委員も先ほど心配されておつたと思ひますが、私はこれはまず／＼ひどいことになつて來るといふふうに思ひますし、また事実そのようになつてお

ます。御承知のように現在資金難から、資金調達を容易にするためにこれをつくるといふふうになつておるけれども、では現在資金は自由に調達されておるかどうかといふと、さうではないのであります。御承知のように、見返り資金といふものが非常に多い。見返り資金といふものを發揮しつゝある。その見返り資金は一体だれが握つておるか、だれが動かしておるか、對日援助の見返り資金は當然國民の運轉し得る權利を持つた資金でありますけれども、實際はそのように動いていないのであります。何か對日援助資金の延長みたいな形で外國の發言權が強いといふ事情になつておる。さういふ形で資金がどんどん産業界に入つて來る。さうしてこゝういふ法案が通過するといふことになりまして、非常に資金難に立つておられます経済界におきまして、かりにさういふわずかな資本が入るとしましても、それがたとへば取締役会といふようなところへ顔を出して來て、日本の産業界を牛耳つて行くといふことになる。従つてさういふ意味から取締役会に權限を持たせるといふことは非常に困る。で、取締役会といふようなものについて、これをもう少し民主的にしたのだといふような御説明でありますけれども、その取締役会自身が非常に大きな、いまだかつてないような權限を持つことになりまして、その背後にはさういふ見返り資金とかあるいは外國資本とか資金とかいふようなものがついておる。さういふことになつた場合に、日本の産業經濟がほんとうの日本人のものとして、これが一本立ちで歩けるかどうかといふことは私たちが見通

しがつかないのであります。御説明には納得できない。

そこで私は質問いたしますが、しかば現在この立法をされるにあたりまして、日本の事情も十分考へたとおつしやいますけれども、現在の株式市場の状況はどうなつておるか、また増資事情はどうなつておるか、非常に大暴落をいたしておるのであります。その對策は大体どういふふうになつておるかといふ点につきまして、まず御所見をお伺いしたいと思ひます。

○岡田政府委員 企業の經營は單に株式會社法といふような商法的な組織法だけで運用されませんで、經濟政策あるいは資金政策、そのほかの一連の産業上の施策といふものによつてつながります關係上、その産業政策あるいは資金といふたような關係になるので、私がお答えする立場におらないのであります。が、この商法の中にあります株式會社組織だけは他の一連のい／＼な施策とまざり合いますことによりまして、その現われはいろいろな形をとるとは思ひますが、株式會社そのものはきわめて中正なものと御了解いただいてよろしいのではないかとと思ひます。

あるいは外資が入つて参ります場合に、これに對する國家的な管理、あるいは措置が適當を欠きますならば、それは相當憂慮すべき事態の發生することもあり得るかと思ひますが、それは別の観点において検討せらるべきものと考えます。株式會社法自体といひましては、実はさういふ問題につきましてはきわめて中正な、無色な立場をとつておるといふことを申し上げたいと思ひます。

それから今お尋ねになりました最近における株式市場の状況あるいは株價の暴落、株式分散の事情、それに対する將來の對策いかんといふようなお尋ねでございしますが、これは他に適當な政府委員があるかと思ひますので、私からお答えすることは差控へたいと存じます。

○田代委員 これは議事進行に關してのことになりますけれども、今の御説明によりまして、私は現在の立法といふものがいかに經濟界の事情とかかけ離れた形でつくられておるかといふ点ではなほ遺憾に思つておる。實際にこの株式會社法とか、商法とかいふものが中正無私、文字の上でそのようになつておりましたが、これは實際に血の通つた形で生きて町を歩いて、日本の全經濟を動かして行くといふところに大問題があるのであります。文字がどうであるか、こゝうであるといふようなこと、いかに法文が巧みになつて完成してあるかといふことは、實際に生きて來なければ問題にならないのであります。さういふ意味から事情を十分把握されておるかどうかが、また日本の經濟の事情を把握の上で立法がなされておるかどうかといふことで問題になるのであります。

ただいま議事進行で委員長にお伺ひしたいのですが、連合審査をやりました根本は、もしこの法案が非常に間違つておる、これを撤回しなければならぬ、あるいは修正しなければならぬといふ部分がある場合においては、修正しなければならぬので、連合審査をやる、連合審査をやるについては單に法律關係だけを見ても經濟界の事情はわからないから、そこで實際にさうい

それがつかないのであります。御説明には納得できない。

そこで私は質問いたしますが、しかば現在この立法をされるにあたりまして、日本の事情も十分考へたとおつしやいますけれども、現在の株式市場の状況はどうなつておるか、また増資事情はどうなつておるか、非常に大暴落をいたしておるのであります。その對策は大体どういふふうになつておるかといふ点につきまして、まず御所見をお伺いしたいと思ひます。

○岡田政府委員 企業の經營は單に株式會社法といふような商法的な組織法だけで運用されませんで、經濟政策あるいは資金政策、そのほかの一連の産業上の施策といふものによつてつながります關係上、その産業政策あるいは資金といふたような關係になるので、私がお答えする立場におらないのであります。が、この商法の中にあります株式會社組織だけは他の一連のい／＼な施策とまざり合いますことによりまして、その現われはいろいろな形をとるとは思ひますが、株式會社そのものはきわめて中正なものと御了解いただいてよろしいのではないかとと思ひます。

あるいは外資が入つて参ります場合に、これに對する國家的な管理、あるいは措置が適當を欠きますならば、それは相當憂慮すべき事態の發生することもあり得るかと思ひますが、それは別の観点において検討せらるべきものと考えます。株式會社法自体といひましては、実はさういふ問題につきましてはきわめて中正な、無色な立場をとつておるといふことを申し上げたいと思ひます。

それがつかないのであります。御説明には納得できない。

そこで私は質問いたしますが、しかば現在この立法をされるにあたりまして、日本の事情も十分考へたとおつしやいますけれども、現在の株式市場の状況はどうなつておるか、また増資事情はどうなつておるか、非常に大暴落をいたしておるのであります。その對策は大体どういふふうになつておるかといふ点につきまして、まず御所見をお伺いしたいと思ひます。

○岡田政府委員 企業の經營は單に株式會社法といふような商法的な組織法だけで運用されませんで、經濟政策あるいは資金政策、そのほかの一連の産業上の施策といふものによつてつながります關係上、その産業政策あるいは資金といふたような關係になるので、私がお答えする立場におらないのであります。が、この商法の中にあります株式會社組織だけは他の一連のい／＼な施策とまざり合いますことによりまして、その現われはいろいろな形をとるとは思ひますが、株式會社そのものはきわめて中正なものと御了解いただいてよろしいのではないかとと思ひます。

う法律が生きて歩いて、経済界に及ぼす影響というふうなものを見て、その上でこれを修正するならば修正しなければならぬ、撤回するならば撤回しなければならぬ。その参考にするために連合審査会が開かれたわけでありまして、その連合審査会に経済界の増資の実情がどうなっているか。あるいは株式界の実情はどうなっているか。その対策はどうなるか。実情と法案とがどう関連しているか。あるいは、それがわからなければ、私は法務委員会の同僚委員諸君がこの席においてになりまして、これは実質無意味である。また法務委員会自体として審議なさつたことを、またここでむし返して聞かれるというのはいくつかわかることになるのじやないかと思うのであります。その点どんなふう措置されたのであるか。またこの形で他に法務府関係の政府委員だけで審議を進められるかどうかという御意見を伺いたいと思います。

○花村委員長 ただいま法務委員長に対する御質疑のようでもありましたから一言申し上げておきます。実は通商産業委員会の方から合同審査をやつてくれという御希望のもとにやることになつたのであります。もちろん合同審査でありますから法務委員会の委員諸君も、ともにこの法案について連合審査を通じて十分に審議をしていただく、しかも修正する必要がある場合においては、修正もしてもらつてという建前です。連合審査を開くわけですから、さういふ意味に御了承願いたいと思います。

○田代委員 そういたしますと、これは

は動議でございますが、経済関係の政府委員がお見えになつた上でやつた方が私至当ではないかと思ひますが、お諮りしていただいて、とにかくそれは他の委員の方で必要がないということになればやむを得ませんが、私もとしましては、それでは意味がないといふふうに考へます。

○花村委員長 それは、田代君が産業方面の政府委員の御出席を、求むることが御希望であるという意味ならば、出頭を求むることにいたします。

○坂本(泰)委員 ちよつと今の関連して……。ただいま田代委員からの動議が何かわかりませんが出ましたが、われ／＼通商産業委員が合同審査をやるといふのは、この條文の逐條的とか、そういう法文の訂正とか、そういうふうな面ではなくて、この面期的の会社法の改正にあつて、これが運用について、通商産業方面、ことに今度のこの改正の要点であるところの無額面株式の問題であるとか、あるいは授権資本制度の問題であるとか、こういう法律の改正があつて、はたしてこの改正に基いてそれがうまく運用できるような状態にあるかどうか、またこの審議会において実業家、あるいは学界的のいかなる意見で、いかなる見通しで、この法律の改正が行われるか、こういう観点から、ほかのところはどうか知りませんが、私自身としては考へて参つたわけでありまして、ですからあとで質問いたす点も、いろいろそういう内容的のものでなくて、経済的方面の關係から二、三質問したいと思つてい

るわけですから、願わくばそういう方面の見通しとか、あるいはそういう責め

のあられる方が出られて、答弁を願つたら非常にけっこうだと思ひます。

○花村委員長 ちよつと速記をとめてください。

【速記中止】

○花村委員長 それでは速記を始めてください。

○田代委員 私は先ほど申しましたように、この法案と直接関係のある増資の実体、これをどんなに政府がつかんでおられるかという点がわからないと質問を続行できないのです。ですから今できないならばきよは一時休んで、そして続行ということ、月曜でも火曜でも再開していただくというふうにしていただくことがよいのではないかとと思ひます。

○花村委員長 政府委員がおられますから、あなたの御希望せられるような答弁はできると思ひます。

○岡咲政府委員 手元に十分資料がございませんで、少し大まかなことを申し上げて恐縮でございますが、一昨午、昨午にかけまして、重要産業会社が増資をいたしましたことは田代委員御承知の通りだと思ひます。その増資が一斉に、しかも大量に行われました關係上、非常に株式の氾濫と申しま

して、これは通商産業大臣あるいは大蔵大臣にお尋ねをお願いしたいと思ひます。

○加藤(充)委員 議事進行に關連して發言いたしますが、委員長おはからいの通り、しかるべき適格者が現われな

すことを予測いたしました。現われなかつた場合は継続的に審議の続行をお願いいたします。それで、田代君の方から發言はそういう意味合いで中断いたしますので、今まで門脇委員並びに田代委員の質疑に岡咲政府委員が

答へたことに關連的に質問をさせていただきます。これは場合によつては聞き捨てならぬことだと思ひます。決しておどかさずやうやうありませんが、付属法規の配分ができていないがどうか、一貫して審議するべきものがあるように思ひます。岡咲政府委員の質問でありまして、修正を多分に予想する箇所があら

じめ意圖されておるので、その修正を見たと付属法令を考へておるので、こういうのですが、これは役人としての答弁としては、官僚的に満点だと思ひます。しかしこれはまた逆

に言つて聞き捨てならぬと思ひます。付属立法に配属されなければならぬ点が多分にあるほどの修正を予想した法案を、委員会に出して来るということは、委員会を侮辱したものだと思ひます。お前でもやつてみる、おれは気がついて、こゝろあたりは多分に修正を予想するのだが、それに気がつかなければおれの方はこれでやるというのです。これは政府の責任としても、万全のものは一つしかないと思ひます。人間のやることですから相対的な万全でありまして、相対とは言ひ條々万全なもの

はそれに就いて一つしかないと思ひます。修正を多分に予想した法律案を委員会に出して来るというのとはつてのほかにどう思ひますが、この点について御見解を承りたいと思ひます。

○岡咲政府委員 先ほどあるいは言葉がよく加藤さんに徹底したさなかつたので、誤解をお招きしたかと思ひますが、本来は本法律案と同時にこれと関連がある施行法案、あるいはそのほかの關係法令を全部整理いたしました、提出するのが本来の建前と考へま

す。ところが先ほど申しましたように、法制審議会の審議に予想以上に長時間をかけた關係上、本法律案を實際に立案いたしますことに手一ぱいでありまして、とりあえずこれを出した次第でございます。それを弁解いたすわけではございませんが、実はこの法律案は非常に重大な現行法の修正を含んでおりますので、私も昨日も申し上げましたように及ばずながら全力を盡して立案いたしました。まず完璧に近いものと考へまして提案をいたしましたのでございまして、けれども、非常に重大な改正を含んでおります法案であります關係上、国会におかれましてこれを検討されて、多少修正をせられることはあるかもしれない、多少と申し上げたのです。そういたしますと、その修正部分によつては施行法令が非常にかわつて来なければならぬ、そういうこともございまして、一応この法律案を出しまして、御審議を願つて、その結果によつてこの施行法令を考へることも決して不適当ではないだらう、かように考へまして、とりあえずこの法律案を出したということをおわびを申し上げておく次第であります。

○加藤(充)委員 多少の修正を予想したというのですが、これはあたりまえの話で、いつの場合もそうなのです。多少の修正を予測されて、国会の審議権を尊重する建前で貰われているのでしようか。それならば政府みずからお認めになつてゐるうちに、これと関連のある、そうして一体として出さなければならぬ付属法規というようなものも出して、それで本案について多少の修正があれば、それは付属法規についても多少の修正を受けるのは当然な結論であると思ふのです。やはりどういふふうに答弁しようとも、岡咲君の話は——経済の実体についての答弁はもちろん職責外ですが、この法律案の問題についても、あるいは取扱い方についても、どうも及第点をとつた答弁を今までやつて来てないと思ふのです。その点を私は誤解してゐるつもりはありませんが、多少の修正を予想するのだつたら、関連のある付属法規を全体として出して来られなければ、やはり政府側の出し方としては私は欠陥があると思ひますが、この点どうです。

○岡咲政府委員 先ほどたび／＼申し上げましたように、全部の法律案を用意して提案いたしましたして、国会の御審議を仰ぐのが本来の行き方と思ひますが、時間的に十分余裕がございませんので、とりあえず本法律案を提案いたしましたして、この法律案が確定いたしましたならば至急関係法令を整備いたしましたして、施行には十分支障のないようにいたしたい、かように考えておる次第でございます。全部の法案を用意できなかった点は私どもの力の及ばなかつた点で、この点はお許しをいた

だきたいと考えます。

○角田委員 私に議事進行についての意見をこの際申し述べさせていただきます。通産との連合審査会は、なるべく今日にとめていただきたい。何と申しましたも、どういふ御意見が生まれても、付託された主たる委員会の採決によつてきまるものであります。十分御意見のほどは、各党ともりつぱな代表された法務委員の方が出ておりますので、そちらの方にお願いいたします。こちらの審議の關係等もありますから、なるべく今日程度において通産との連合審査会をとめていただくように、この際希望を申し上げます。

○田中(義)委員 今角田君の提案に賛成であります。但し実はこれまでも法務委員会が質疑応答が行われて来ましたが、これからのやりとりが、多くは法律面の質疑応答だつたと思ひわけでありまして、そこで経済の実態についてわれ／＼多くの質問を持つてゐるわけですが、この連合審査が今日限りになるといふことであるならば、これからの法務委員会に通過關係の政府委員の方々にぜひとも出ていただきたい、これをあわせて希望いたします。

○花村委員 ちよつと速記を待つてください。

【速記中止】
○花村委員 速記を始めてください。

ほかに御質疑はありませんか。——御質疑がなければ、法務委員会、通産産業委員会連合審査会は、これにて散会いたします。

午後三時四十五分散会

昭和二十五年五月二日印刷

昭和二十五年五月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所